

おいしい時間は
つながる時間

株式会社 浜木綿

HAMAYUU CO.,LTD.



新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

2019年9月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式532,270千円(見込額)の募集及び株式319,160千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式141,804千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2019年9月11日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 **浜木綿**

名古屋市昭和区山手通三丁目13番地の1

おいしい時間は つながる時間

中国料理
浜木綿
はまぎら

1 経営方針

■ 当社の経営方針

「新しい食文化を創造し、来店されたすべてのお客様に豊かでハッピーな食事時間を提供します」というミッションの下、質の高い料理とサービスをバリュー（商品価値）のある価格で顧客に提供することを基本とし、当社で働くすべての人がチームの一員としてミッションを意識し、顧客のニーズに応じて柔軟に変化していくことが大切であると考えております。また、企業スローガンを「おいしい時間はつながる時間」として、おいしい料理を提供することで、顧客が家族や仲間と楽しい時間を共有できるよう従業員一同、取り組んでおります。

2 事業の概況

当社は、東海地方を中心に中国料理専門店の店舗展開を行っております。

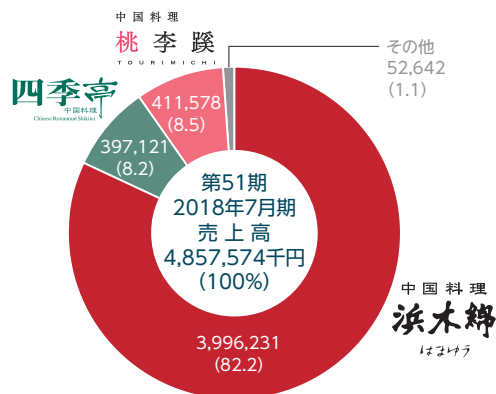
当社の有する業態は、家族の集いに重きを置いた主力ブランドである「**浜木綿**」、全室個室タイプの「**四季亭**」、少人数顧客向けの「**桃李蹊**」であり、これら3業態により店舗展開を行っております。

1967年2月に創業して以来、約半世紀、おいしい中国料理を手頃な価格で顧客に楽しんでもらえるように工夫をしております。手頃な価格でおいしい料理を提供するために、新卒者を自社で調理師に育成し、また約30年前から独自のオーダーシステムを使い料理の提供スピードを上げ、セントラルキッチンで食材の調理技術を共有することで、現在の調理オペレーションを確立しております。その結果、通常の中国料理店より少ない調理師の人数で安定した料理を提供できるようになり、多店舗展開を可能とすることができました。

当社の特徴としましては、中国料理において当社が企画する『ちょっと晴れの日マーケット』（客単価1,500円～3,000円、利用頻度は月に1回程度）に狙いを定め、競合間での差別化を推進しております。また、土日祝日を中心にした家族での利用に加え、平日・昼の時間帯は主婦層がメインとなっており、平日・夜の時間帯は歓送迎会や忘年会、新年会等での宴会利用など、それぞれの用途に適したメニューとオペレーションを用意していることも特徴であります。

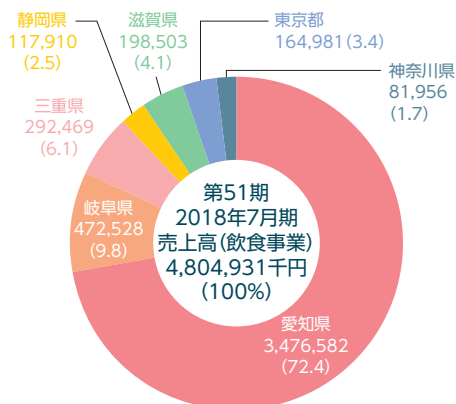
■ セグメント・業態別売上高

〔単位：千円（％）〕



■ 都道府県別売上高 (飲食事業)

〔単位：千円（％）〕

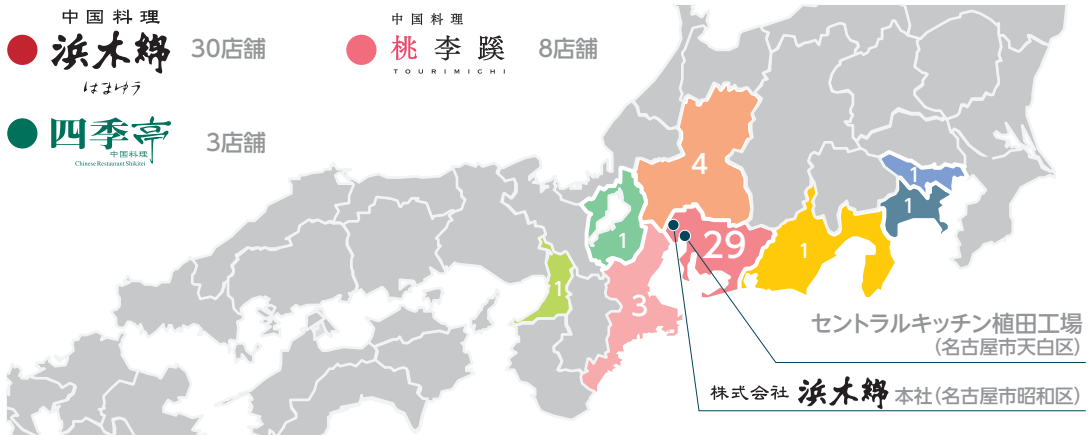


(注) 都道府県別売上高については、飲食事業の売上実績 (売上高 4,804,931千円) のみを記載しております。

店舗網等 (2019年8月31日現在)

当社は、東海地方を中心に東は東京都から西は大阪府まで幅広い地域に出店しております。当社の戦略として、広い駐車スペースが確保できる幹線道路のロードサイドなど、家族が利用しやすい立地への出店を基本としております。

また、店舗の生産性を上げるためにセントラルキッチンによる調理の割合を高めていく必要があります。現場の調理オペレーションをより工夫することで、人材の活用も容易となり、出店速度の加速にも貢献するものと考えており、今後もセントラルキッチンでの増産を進めてまいります。そのため、新たなセントラルキッチンの新設を予定しております。当該セントラルキッチンは、店舗で行っていた調理の一部を実施するだけでなく、新しいメニューや調理法を開発し、現場のオペレーションを改善する新たな中国料理の創造の場としてまいります。



愛知県 29店舗

〔うち、名古屋市13店舗〕

- 山手通本店 (名古屋市昭和区)
- 末盛店 (名古屋市千種区)
- 黒川店 (名古屋市北区)
- 岩塚店 (名古屋市中村区)
- 守山大森店 (名古屋市守山区)
- 昭和橋通店 (名古屋市中川区)
- 白土店 (名古屋市緑区)
- 新瑞橋店 (名古屋市瑞穂区)
- 名古屋インター東店 (長久手市)
- 春日井店 (春日井市)
- 一宮店 (一宮市)
- 豊山店 (西春日井郡豊山町)
- 岡崎北店 (岡崎市)
- 岡崎南店 (岡崎市)
- 豊川店 (豊川市)
- 豊田店 (豊田市)
- 安城店 (安城市)
- 半田土井山店 (半田市)
- 滝の水店 (名古屋市緑区)
- 尾張旭店 (尾張旭市)
- ディースクエア刈谷店 (刈谷市)
- 梅森坂店 (名古屋市名東区)
- 茶屋ヶ坂店 (名古屋市千種区)
- 上志段味店 (名古屋市守山区)
- 水広橋店 (名古屋市緑区)
- 図書館通店 (長久手市)
- 竹の山店 (長久手市)
- 春日井東野店 (春日井市)
- 小牧岩崎店 (小牧市)

岐阜県 4店舗

- 岐阜県庁前店 (岐阜市)
- 大垣店 (大垣市)
- 可児店 (可児市)
- 各務原店 (各務原市)

三重県 3店舗

- 鈴鹿店 (鈴鹿市)
- 四日市店 (四日市市)
- 桑名店 (桑名市)

静岡県 1店舗

- 浜松西インター店 (浜松市西区)

滋賀県 1店舗

- 草津店 (草津市)

東京都 1店舗

- 国分寺北町店 (国分寺市)

神奈川県 1店舗

- 青葉台南店 (横浜市青葉区)

大阪府 1店舗

- 枚方田口店 (枚方市)



3

事業の内容

中国料理
浜木綿
はまゆら



中国料理
浜木綿
はまゆら

■ 主力ブランド『浜木綿』

家族の集いに重きを置いた中国料理専門店。

世代を超え2世代、3世代、4世代など大人数での利用に対応できるように、子どもからお年寄りまで満足してもらえるメニューを豊富に取り揃えております。また、家族や気心の知れた仲間たちと周囲を気にすることなく楽しめる個室や座敷、円卓回転テーブル等の設備も充実しております。



中国料理 浜木綿 豊田店
(愛知県豊田市)



中国料理 浜木綿 岡崎南店
(愛知県岡崎市)



店舗内観①



店舗内観②



店舗内観③



小籠包



銀絲卷 (インスツェン)
中華パン



ピーナッツだんご



特製冷麺



温野菜の五目タンメン



彩り野菜の油淋鶏



ヒレ肉の黒酢和スブタ



浜木綿コース ひなげし



花珠小籠包ランチコース

四季亭

中国料理
Chinese Restaurant Shikitei



四季亭

中国料理
Chinese Restaurant Shikitei

■ 全室個室タイプ『四季亭』

晴れの日やイベントのための個室で楽しめる中国料理専門店。

四季折々の食材を使用した料理を、リーズナブルな価格で提供しております。また、席は全室個室タイプ（一部、半個室）となっており、自宅にいるような気兼ねのない空間でくつろぎながら、食事を楽しむことができます。



中国料理 四季亭 尾張旭店
(愛知県尾張旭市)



四季亭セット



全室個室タイプ

中国料理 桃李蹊

TOURIMICHI

■ 少人数顧客向け『桃李蹊』

地域密着型の小型の中国料理専門店。

夫婦や少人数での利用を意識し、2名席を充実させ、カフェのような空間で料理を堪能できます。また、すべての料理に野菜をたっぷりを使用し、昆布や鰹節、干し椎茸などの和だしも積極的に取り入れております。さらに、調理用油としてオメガ3系（えごま油等）、オメガ9系（オリーブオイル等）といわれる食生活で不足しがちな油を使用しており、健康に配慮したヘルシーなメニューが特徴となっております。



中国料理 桃李蹊 上志段味店
(名古屋市守山区)



店舗内観

4

今後の取り組み

■ 人材の採用と育成

当社が今後、安定して成長していくためには、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。当社の基本理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を最重要課題とし、新卒・中途・パート・アルバイトの採用を積極的に行うとともに、教育・研修の強化を図り、優秀な人材の確保と育成に取り組んでまいります。

■ 衛生・品質管理の徹底・強化

外食産業において、食中毒事故や偽装表示問題等により食の安心・安全に対する社会的な要請は高まる傾向にあります。当社におきましても、顧客に安心・安全な料理を提供することは最大の責務であり、重要な課題と考えております。そのため食材の情報及び品質の管理並びに仕入から提供までの衛生管理の徹底・強化に取り組んでまいります。

■ 経営管理体制の強化

店舗の新規出店による企業規模の拡大に伴い、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織作りが必要不可欠であると考えております。設備投資に対する意思決定の迅速化に加え、労働関連法令の改正への事前取組みや、店舗及びセントラルキッチンでの衛生管理の徹底を行うなど、コンプライアンスにかかる環境変化にも迅速かつ柔軟に対応できるよう、経営管理体制の強化に取り組んでまいります。

■ 出店エリアの拡大と新業態の開発

当社は、3つの業態による中国料理店を主に東海地方において展開しております。さらなる事業拡大に向けて、出店エリアの拡大と新業態の開発が重要課題であると考えております。今後、中期的には、既存市場を拡充したエリアに主力業態である「浜木綿」を軸に出店を進めてまいります。長期的には、既存の業態を全国各地の主要都市にて展開していくとともに、客単価が高めでかつ回転率も高い首都圏対応の業態の開発や立地によっては客単価が低いものの一定の回転率が見込めるコンセプト型の業態の開発も検討してまいります。



■ 既存店売上高の維持・向上

外食業界は成熟した市場になっており、商品・サービスに対する選別化、企業間・店舗間競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。その中で当社は、当社の強みである品質の安定した料理とサービス力を強化し、より充実した「豊かでハッピーな食事時間」を顧客に過ごしてもらえる環境を整え、既存店売上高の維持・向上に努めてまいります。

■ 新規出店の強化及び投資効果の維持・向上

当社が新たな収益を確保し、継続的に成長するためには、新規出店の強化と投資効果のさらなる向上が重要課題であると考えております。新規出店を着実に実行できるよう、継続的に物件に関する情報収集を徹底するとともに、物件情報の取得・調査・開発等のための人材確保及び社内体制の強化に取り組んでまいります。また、出店初期投資額の削減に努め、投資回収完了の早期実現が可能な店舗づくりを目指してまいります。



5 業績等の推移

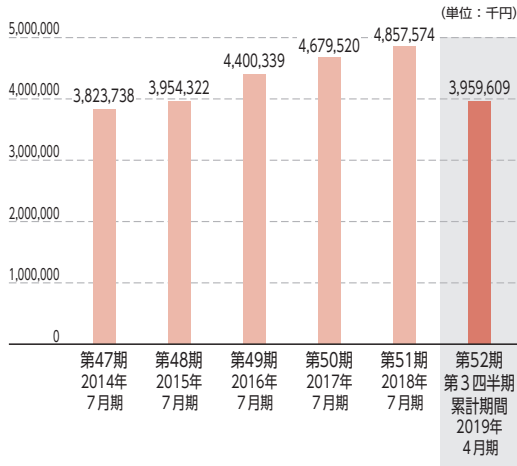
■ 主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第47期 2014年7月	第48期 2015年7月	第49期 2016年7月	第50期 2017年7月	第51期 2018年7月	第52期第3四半期 2019年4月
売上高	(千円)	3,823,738	3,954,322	4,400,339	4,679,520	4,857,574	3,959,609
経常利益	(千円)	101,511	110,299	265,837	236,458	244,616	301,301
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△3,234	△113,530	163,393	152,033	42,604	185,941
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	284,160	284,160	284,160	284,160	284,160	284,160
発行済株式総数	(株)	346,000	346,000	346,000	346,000	346,000	346,000
純資産額	(千円)	651,950	525,305	667,709	795,847	812,655	973,422
総資産額	(千円)	2,674,794	2,723,326	3,061,001	3,257,102	3,466,291	3,486,286
1株当たり純資産額	(円)	1,884.25	1,518.22	1,929.80	1,150.07	1,174.36	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	50.00 (—)	50.00 (—)	70.00 (—)	70.00 (—)	70.00 (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	△9.35	△328.12	472.23	219.70	61.57	268.70
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	24.4	19.3	21.8	24.4	23.4	27.9
自己資本利益率	(%)	—	—	27.4	20.8	5.3	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	14.8	15.9	56.9	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	308,265	394,462	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△240,644	△29,306	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△11,671	104,504	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	—	—	—	579,467	1,049,127	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	176 [255]	176 [262]	182 [286]	206 [319]	228 [319]	— [—]

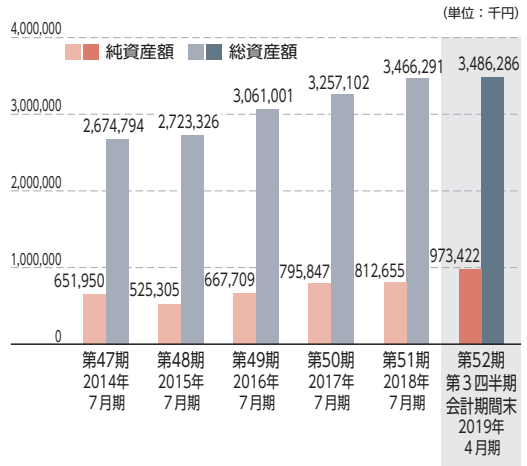
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第47期の当期純損失については、主に資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響によるものであり、第48期の当期純損失については、主に店舗固定資産の減損損失を計上したことによるものであります。
また、第51期の当期純利益の減少については、主に店舗固定資産の減損損失を計上したことによるものであります。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
5. 当社は2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、発行済株式総数は692,000株となっております。
6. 当社は2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
7. 第47期及び第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
8. 第49期、第50期、第51期及び第52期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
9. 第47期及び第48期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
10. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
11. 第47期及び第48期の配当性向については、1株当たり当期純損失金額のため、記載しておりません。
12. 第47期、第48期及び第49期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
13. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)を〔 〕内に外数で記載しております。
14. 第47期、第48期及び第49期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 不審さ監査法人による監査を受けておりません。
15. 第50期及び第51期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 不審さ監査法人により監査を受けております。
また、第52期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 不審さ監査法人による四半期レビューを受けております。
16. 当社は、2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「[上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)]の作成上の留意点について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第47期、第48期及び第49期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 不審さ監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月		第47期 2014年7月	第48期 2015年7月	第49期 2016年7月	第50期 2017年7月	第51期 2018年7月	第52期第3四半期 2019年4月
1株当たり純資産額	(円)	942.12	759.11	964.90	1,150.07	1,174.36	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	△4.67	△164.06	236.12	219.70	61.57	268.70
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	25.00 (—)	25.00 (—)	35.00 (—)	35.00 (—)	35.00 (—)	— (—)

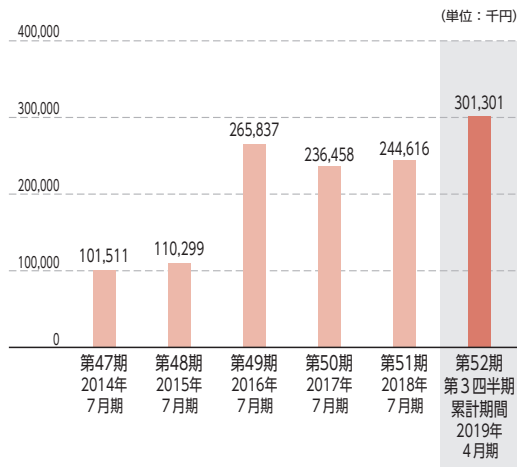
売上高



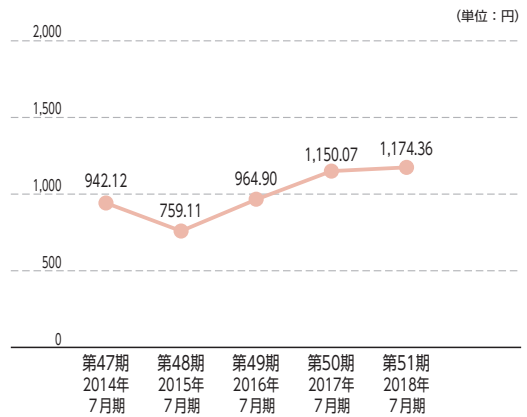
純資産額／総資産額



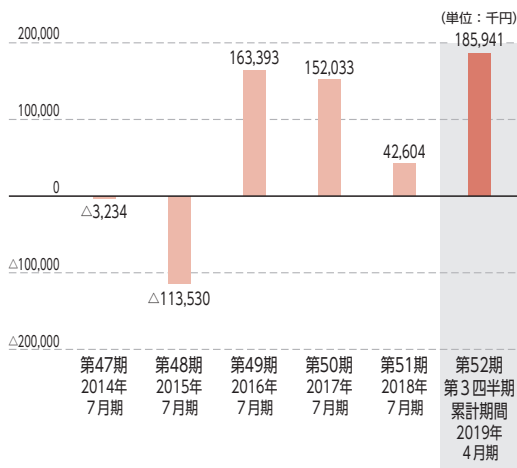
経常利益



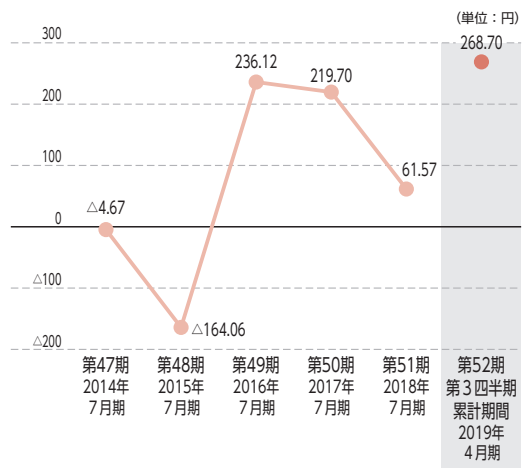
1株当たり純資産額



当期（四半期）純利益又は当期純損失（△）



1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額（△）



(注) 当社は2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額（△）」の各グラフでは、第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	2
3 【募集の条件】	3
4 【株式の引受け】	4
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	6
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	6
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	7
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	18
5 【従業員の状況】	18
第2 【事業の状況】	19
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	19
2 【事業等のリスク】	20
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	24
4 【経営上の重要な契約等】	31
5 【研究開発活動】	31
第3 【設備の状況】	32
1 【設備投資等の概要】	32
2 【主要な設備の状況】	32
3 【設備の新設、除却等の計画】	34

第4	【提出会社の状況】	35
1	【株式等の状況】	35
2	【自己株式の取得等の状況】	37
3	【配当政策】	37
4	【株価の推移】	37
5	【役員の状況】	38
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	40
第5	【経理の状況】	47
1	【財務諸表等】	48
第6	【提出会社の株式事務の概要】	107
第7	【提出会社の参考情報】	108
1	【提出会社の親会社等の情報】	108
2	【その他の参考情報】	108
第四部	【株式公開情報】	109
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	109
第2	【第三者割当等の概況】	112
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	112
2	【取得者の概況】	112
3	【取得者の株式等の移動状況】	112
第3	【株主の状況】	113
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2019年9月11日
【会社名】	株式会社浜木綿
【英訳名】	HAMAYUU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 永芳
【本店の所在の場所】	名古屋市昭和区山手通三丁目13番地の1
【電話番号】	052-832-0005（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役業務部長 三浦 祐明
【最寄りの連絡場所】	名古屋市昭和区山手通三丁目13番地の1
【電話番号】	052-832-0005（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役業務部長 三浦 祐明
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 532,270,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 319,160,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 141,804,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の 払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時 における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数 (株)	内容
普通株式	310,000 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2019年9月11日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2019年9月27日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、23,400株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、2019年9月11日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式70,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2019年10月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2019年9月27日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対し引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名証」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数 (株)	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	310,000	532,270,000	288,052,000
計(総発行株式)	310,000	532,270,000	288,052,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、東証の定める「有価証券上場規程施行規則」及び名証の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「取引所の有価証券上場規程施行規則等」と総称する。)により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2019年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,020円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は626,200,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2019年10月9日(水) 至 2019年10月15日(火)	未定 (注) 4	2019年10月17日(木)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、2019年9月27日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年10月8日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2019年9月27日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2019年10月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2019年9月11日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2019年10月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
 4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 5. 株式受渡期日は、2019年10月18日(金)（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
 6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込みに先立ち、2019年10月1日から2019年10月7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、東証の「有価証券上場規程」及び名証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 堀田支店	名古屋市瑞穂区堀田通八丁目27番地

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2019年10月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
安藤証券株式会社	名古屋市中区錦三丁目23番21号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
静銀ティーエム証券株式会社	静岡市葵区追手町1番13号		
計	—	310,000	—

(注) 1. 2019年9月27日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2019年10月8日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
576,104,000	7,000,000	569,104,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,020円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額569百万円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限130百万円と合わせて、設備投資を目的に、①セントラルキッチン用地の取得資金、②「中国料理 浜木綿」の新規出店資金に全額充当する予定であります。

設備資金の具体的な内容は、以下のとおりであります。

- ①今後の店舗数拡大に対応するため、新たなセントラルキッチンを建設する用地（愛知県稲沢市）の取得資金として、2020年7月期に289百万円を充当する予定であります。
- ②「中国料理 浜木綿」の津藤方店（三重県津市）の新規出店資金として、2020年7月期に148百万円を充当する予定であります。

残額につきましては、「中国料理 浜木綿」の津島店（愛知県津島市）及び他1店舗の新規出店資金の一部として、2020年7月期に充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 1. セントラルキッチンとは、フードサービス業で、予め原材料加工を集中して行う施設のことであります。
2. 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2019年10月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	158,000	319,160,000	名古屋市天白区 林 永芳 137,000株 東京都千代田区大手町1丁目9-5 大手町フィナンシャルシティノースタワー24F SB・A外食育成投資事業有限責任組合 20,000株 名古屋市守山区 宮川 譲介 1,000株
計(総売出株式)	—	158,000	319,160,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,020円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2019年 10月9日(水) 至 2019年 10月15日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号 野村証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2019年10月8日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	70,200	141,804,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 70,200株
計(総売出株式)	—	70,200	141,804,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2019年9月11日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式70,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所又は名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,020円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1	自 2019年 10月9日(水) 至 2019年 10月15日(火)	100	未定 (注) 1	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）及び名古屋証券取引所への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）及び名古屋証券取引所への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である有限会社AMcosmos（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年9月11日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式70,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 70,200株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	2019年11月18日(月)

- (注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2019年9月27日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。
2. 割当価格は、2019年10月8日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2019年10月18日から2019年11月12日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所又は名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である有限会社AMcosmos並びに当社株主である武藤まなみ、林あづみ、林禮子、内藤蔵之、桑添久子、生田彰則、細田和美、嶋津義隆、山本美穂、三浦祐明、大島敏幸、細川英一及び大山元靖は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年1月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

売出人であるSB・A外食育成投資事業有限責任組合及び宮川譲介並びに当社株主である株式会社昭和、株式会社マルト水谷、あいぎん未来創造ファンド2号投資事業有限責任組合、株式会社大垣共立銀行、株式会社OKBキャピタル、大榮産業株式会社、竹岡義孝、海東聡、海東浩及び株式会社ネクスト・ソリューションは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年1月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社の株主である浜木綿従業員持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年4月14日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年4月14日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2019年9月11日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2014年7月	2015年7月	2016年7月	2017年7月	2018年7月
売上高 (千円)	3,823,738	3,954,322	4,400,339	4,679,520	4,857,574
経常利益 (千円)	101,511	110,299	265,837	236,458	244,616
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△3,234	△113,530	163,393	152,033	42,604
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	284,160	284,160	284,160	284,160	284,160
発行済株式総数 (株)	346,000	346,000	346,000	346,000	346,000
純資産額 (千円)	651,950	525,305	667,709	795,847	812,655
総資産額 (千円)	2,674,794	2,723,326	3,061,001	3,257,102	3,466,291
1株当たり純資産額 (円)	1,884.25	1,518.22	1,929.80	1,150.07	1,174.36
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	50.00 (—)	50.00 (—)	70.00 (—)	70.00 (—)	70.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	△9.35	△328.12	472.23	219.70	61.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	24.4	19.3	21.8	24.4	23.4
自己資本利益率 (%)	—	—	27.4	20.8	5.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	14.8	15.9	56.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	308,265	394,462
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△240,644	△29,306
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△11,671	104,504
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	579,467	1,049,127
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	176 〔255〕	176 〔262〕	182 〔286〕	206 〔319〕	228 〔319〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第47期の当期純損失については、主に資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響によるものであり、第48期の当期純損失については、主に店舗固定資産の減損損失を計上したことによるものであります。また、第51期の当期純利益の減少については、主に店舗固定資産の減損損失を計上したことによるものであります。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
5. 当社は2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、発行済株式総数は692,000株となっております。
6. 当社は2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 第47期及び第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
8. 第49期、第50期及び第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
9. 第47期及び第48期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
10. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
11. 第47期及び第48期の配当性向については、1株当たり当期純損失金額のため、記載しておりません。
12. 第47期、第48期及び第49期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
13. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。）は、年間平均雇用人員（1日8時間換算）を〔〕内に外数で記載しております。
14. 第47期、第48期及び第49期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けておりません。
15. 第50期及び第51期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
16. 当社は、2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い）に基づき、第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第47期、第48期及び第49期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2014年7月	2015年7月	2016年7月	2017年7月	2018年7月
1株当たり純資産額 (円)	942.12	759.11	964.90	1,150.07	1,174.36
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	△4.67	△164.06	236.12	219.70	61.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	25.00 (—)	25.00 (—)	35.00 (—)	35.00 (—)	35.00 (—)

2 【沿革】

当社は、1967年2月に名古屋市瑞穂区において個人経営として創業した「中国料理はまゆう」を前身に、中国料理店の多店舗展開を行う目的で、1968年2月に名古屋市昭和区にて「株式会社浜木綿」として設立されました。
株式会社浜木綿設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
1968年2月	名古屋市昭和区に中国料理店の多店舗展開を目的として「株式会社浜木綿」を設立（資本金5,000千円） 名古屋市昭和区に「浜木綿山手通本店」を開店 名古屋市瑞穂区に「浜木綿新瑞橋店」を開店
1973年1月	名古屋市昭和区の「浜木綿山手通本店」入居のビル所有者「森田興産株式会社」を買収
1973年7月	子会社「森田興産株式会社」の商号を「日南商事株式会社」へ変更
1989年4月	名古屋市天白区に「セントラルキッチン島田工場」を開設。自社生産を開始し、各店舗への配送体制を整備
1997年4月	名古屋市緑区に新業態第1号店として「四季亭滝の水店」を開店
1998年8月	子会社「日南商事株式会社」を吸収合併
1998年11月	名古屋市天白区に「セントラルキッチン植田工場」を開設し、生産体制を強化 名古屋市天白区の「セントラルキッチン島田工場」を閉鎖
2001年4月	岐阜県岐阜市に岐阜県進出第1号店として「浜木綿岐阜県庁前店」を開店
2004年10月	愛知県半田市にFC1号店として「浜木綿半田店」を開店（2017年10月閉店）
2005年10月	東京都国分寺市に東京都進出第1号店として「浜木綿国分寺北町店」を開店
2006年2月	三重県鈴鹿市に三重県進出第1号店、FC2号店として「浜木綿鈴鹿店」を開店（2018年7月直営店に変更）
2007年9月	滋賀県草津市に滋賀県進出第1号店として「浜木綿草津店」を開店
2008年8月	愛知県愛知郡長久手町（現 長久手市）に新業態第1号店として「桃李蹊長久手店」（現 桃李蹊竹の山店）を開店
2008年10月	浜松市西区に静岡県進出第1号店として「浜木綿浜松西インター店」を開店
2014年7月	横浜市青葉区に神奈川県進出第1号店として「浜木綿青葉台南店」を開店
2019年4月	大阪府枚方市に大阪府進出第1号店として「浜木綿枚方田口店」を開店

3 【事業の内容】

当社は、東海地方を中心に中国料理専門店の店舗展開を行っております。「新しい食文化を創造し、来店されたすべてのお客様に豊かで幸せな食事時間を提供します」というミッションの下、1967年2月に創業して以来、約半世紀、おいしい中国料理を手頃な価格で顧客に楽しんでもらえるように工夫をまいりました。手頃な価格でおいしい料理を提供するために、新卒者を自社で調理師に育成し、また約30年前から独自のオーダーシステムを使い料理の提供スピードを上げ、セントラルキッチンで食材の調理技術を共有することで、現在の調理オペレーションを確立してまいりました。その結果、通常の中国料理店より少ない調理師の人数で安定した料理を提供できるようになり、多店舗展開を可能とすることができました。

当社の有する業態は、家族の集いに重きを置いた主力ブランドである「浜木綿」、全室個室タイプの「四季亭」、少人数顧客向けの「桃李蹊」であり、これら3業態により店舗展開を行っております。

当社の特徴としましては、中国料理において当社が企画する『ちょっと晴れの日マーケット』（客単価1,500円～3,000円、利用頻度は月に1回程度）に狙いを定め、競合間での差別化を推進しております。また、土日祝日を中心にした家族での利用に加え、平日・昼の時間帯は主婦層がメインとなっており、平日・夜の時間帯は歓送迎会や忘年会、新年会等での宴会利用など、それぞれの用途に適したメニューとオペレーションを用意していることも特徴であります。

各業態の詳細及び店舗数は下記のとおりであります。

(2019年8月31日現在)

業態名	特徴	店舗数
浜木綿	家族の集いに重きを置いた中国料理専門店。世代を超え2世代、3世代、4世代など大人数での利用に対応できるよう、子どもからお年寄りまで満足してもらえるメニューを豊富に取り揃えております。また、家族や気心の知れた仲間たちと周囲を気にすることなく楽しめる個室や座敷、円卓回転テーブル等の設備も充実しております。	30
四季亭	晴れの日やイベントのための個室で楽しめる中国料理専門店。四季折々の食材を使用した料理を、リーズナブルな価格で提供しております。また、席は全室個室タイプ（一部、半個室）となっており、自宅にいるような気兼ねのない空間でくつろぎながら、食事を楽しむことができます。	3
桃李蹊	地域密着型の小型の中国料理専門店。夫婦や少人数での利用を意識し、2名席を充実させ、カフェのような空間で料理を堪能できます。また、すべての料理に野菜をたっぷり使用し、昆布や鰹節、干し椎茸などの和だしも積極的に取り入れております。さらに、調理用油としてオメガ3系（えごま油等）、オメガ9系（オリーブオイル等）といわれる食生活で不足しがちな油を使用しており、健康に配慮したヘルシーなメニューが特徴となっております。	8
店舗数合計		41

また、当社は、東海地方を中心に東は東京都から西は大阪府まで幅広い地域に出店しております。当社の戦略として、広い駐車スペースが確保できる幹線道路のロードサイドなど、家族が利用しやすい立地への出店を基本としております。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

各業態の店舗数の都道府県別内訳は下記のとおりであります。

(2019年8月31日現在)

	浜木綿	四季亭	桃李蹊	合計
愛知県	18	3	8	29
(うち名古屋市)	(8)	(1)	(4)	(13)
岐阜県	4	—	—	4
三重県	3	—	—	3
静岡県	1	—	—	1
滋賀県	1	—	—	1
東京都	1	—	—	1
神奈川県	1	—	—	1
大阪府	1	—	—	1
合 計	30	3	8	41

[浜木綿業態店舗一覧]

都道府県	店名	所在地
愛知県 (名古屋市)	山手通本店	名古屋市昭和区
	末盛店	名古屋市千種区
	黒川店	名古屋市北区
	岩塚店	名古屋市中村区
	守山大森店	名古屋市守山区
	昭和橋通店	名古屋市中川区
	白土店	名古屋市緑区
	新瑞橋店	名古屋市瑞穂区
愛知県 (名古屋市以外)	名古屋インター東店	長久手市
	春日井店	春日井市
	一宮店	一宮市
	豊山店	西春日井郡豊山町
	岡崎北店	岡崎市
	岡崎南店	岡崎市
	豊川店	豊川市
	豊田店	豊田市
	安城店	安城市
	半田土井山店	半田市
	岐阜県	岐阜県庁前店
大垣店		大垣市
可児店		可児市
各務原店		各務原市

三重県	鈴鹿店	鈴鹿市
	四日市店	四日市市
	桑名店	桑名市
静岡県	浜松西インター店	浜松市西区
滋賀県	草津店	草津市
東京都	国分寺北町店	国分寺市
神奈川県	青葉台南店	横浜市青葉区
大阪府	枚方田口店	枚方市
合計		30

[四季亭業態店舗一覧]

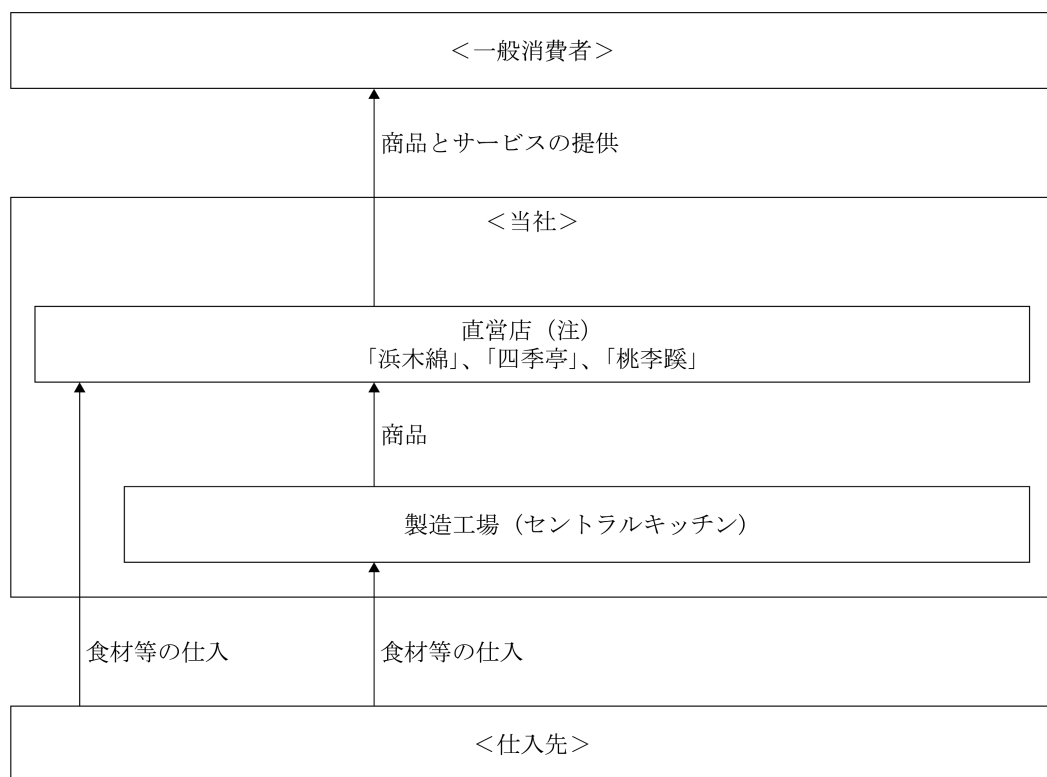
都道府県	店名	所在地
愛知県（名古屋市）	滝の水店	名古屋市緑区
愛知県（名古屋市以外）	尾張旭店	尾張旭市
	ディースクエア刈谷店	刈谷市
合計		3

[桃李蹊業態店舗一覧]

都道府県	店名	所在地
愛知県（名古屋市）	梅森坂店	名古屋市名東区
	茶屋ヶ坂店	名古屋市千種区
	上志段味店	名古屋市守山区
	水広橋店	名古屋市緑区
愛知県（名古屋市以外）	図書館通店	長久手市
	竹の山店	長久手市
	春日井東野店	春日井市
	小牧岩崎店	小牧市
合計		8

当社の事業系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



(注) 2018年7月1日よりFC店（浜木綿鈴鹿店）を直営店に変更したことに伴い、現在は直営店のみとなっております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
230 [345]	36.8	8.1	4,512

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を〔〕内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数には、パートタイマー及びアルバイトの従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「新しい食文化を創造し、来店されたすべてのお客様に豊かでハッピーな食事時間を提供します」というミッションの下、質の高い料理とサービスをバリュー（商品価値）のある価格で顧客に提供することを基本とし、当社で働くすべての人がチームの一員としてミッションを意識し、顧客のニーズに応じて柔軟に変化していくことが大切であると考えております。また、企業スローガンを「おいしい時間はつながる時間」として、おいしい料理を提供することで、顧客が家族や仲間と楽しい時間を共有できるよう従業員一同、取り組んでおります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

現在、当社は中国料理において3つの業態で店舗を展開しておりますが、中長期的な計画では、当該業態の中で最も安定した営業基盤を構築している「中国料理 浜水綿」の店舗展開を主として考えており、東海地方だけでなく、関東・関西エリアへの店舗展開を検討しております。長期的には、中華料理を主体とした中華居酒屋、都心型の台湾料理店、アメリカのようにテイクアウトを強化したカジュアルな中国料理店などの新たな業態開発や、一般家庭でも簡単に調理することができる食材セット等の販売、全国の中国料理店に加工食材を販売することなども可能であると考えております。今後の更なる店舗展開には、働き方改革や、人手不足を考慮した生産性の向上や合理化・省力化は、一層必要となってまいります。現在、セントラルキッチンによる調理割合は、仕入金ベースで32%程度となっており、店舗の生産性を上げるために当該割合を高めていく必要があります。また、現場の調理オペレーションをより工夫することで、人材の活用も容易となり、出店速度の加速にも貢献するものと考えており、今後もセントラルキッチンでの増産を進めてまいります。そのため、愛知県稲沢市に新たなセントラルキッチンの新設を予定しております。当該セントラルキッチンは、店舗で行っていた調理の一部を実施するだけでなく、新しいメニューや調理法を開発し、現場のオペレーションを改善する新たな中国料理の創造の場としてまいります。

セントラルキッチンで様々なメニュー開発が行われ、新しい現場オペレーションにより、すべての店舗で安定した品質の料理が提供できるようになると、ホテルや飯店と呼ばれる専門店のような豊富なメニューが提供できる本格的な中国料理の業態による事業展開が可能になると考えております。

また、セントラルキッチンの新設と併せ、IT設備の活用も重要な施策と考えております。具体的には、タブレットを活用した注文システムの導入により、顧客に料理の情報を伝達することと併せ、アンケート機能も盛り込み顧客情報を蓄積・活用してまいります。最終的には決済方法の簡素化や予約をWebで受け付けることなども検討してまいります。また、業務マニュアルなども会社貸与のタブレットやスマートフォンなどからアクセスできるようにすることで、効率的な教育を可能にしてまいります。

セントラルキッチンの生み出すものは、おいしくて、新しい価値を感じられる料理、そして、従業員が短期間で調理を習得でき、どの店舗でもおいしくつくれる中国料理であり、それらに加えて、ITの活用による生産性の向上がこれからの中国料理店を支えるものと考えております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

損益からみた経営指標では、既存店の客数の増減を最も重視しております。客数は実施していることの正否のバロメータであると考えております。そのほか、当社の工夫の結果と工夫が生んだ付加価値を表す原価率、これからの会社の存続にもかかわる重要な指標である生産性（人時売上高：店舗売上高÷総労働時間）も重視しております。

(4) 経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

今後における外食産業を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化に伴う市場規模の縮小、コンビニエンスストアなどの外食以外の業界を含めた企業間・店舗間競争の激化、労働力不足、原材料やエネルギーコストの上昇、また、企業業績の悪化懸念等による消費マインドの低迷など、今後も引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。さらには顧客の嗜好やニーズがますます多様化し、商品・サービスに対する選別が厳しさを増すとともに、食の安心・安全志向、健康志向は一段と強まっております。

このような環境の中、当社といたしましては、継続的な成長の実現と企業価値の向上のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

① 人材の採用と育成

当社が今後、安定して成長していくためには、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。当社の基本理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を最重要課題とし、新卒・中途・パート・アルバイトの採用を積極的に行うとともに、教育・研修の強化を図り、優秀な人材の確保と育成に取り組んでまいります。

② 衛生・品質管理の徹底・強化

外食産業において、食中毒事故や偽装表示問題等により食の安心・安全に対する社会的な要請は高まる傾向にあります。当社におきましても、顧客に安心・安全な料理を提供することは最大の責務であり、重要な課題と考えております。そのため食材の情報及び品質の管理並びに仕入から提供までの衛生管理の徹底・強化に取り組んでまいります。

③ 経営管理体制の強化

店舗の新規出店による企業規模の拡大に伴い、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織作りが必要不可欠であると考えております。設備投資に対する意思決定の迅速化に加え、労働関連法令の改正への事前取組みや、店舗及びセントラルキッチン衛生管理の徹底を行うなど、コンプライアンスにかかる環境変化にも迅速かつ柔軟に対応できるように、経営管理体制の強化に取り組んでまいります。

④ 出店エリアの拡大と新業態の開発

当社は、3つの業態による中国料理店を主に東海地方において展開しております。さらなる事業拡大に向けて、出店エリアの拡大と新業態の開発が重要課題であると考えております。今後、中期的には、既存市場を拡充したエリアに主力業態である「浜木綿」を軸に出店を進めてまいります。長期的には、既存の業態を全国各地の主要都市にて展開していくとともに、客単価が高めでかつ回転率も高い首都圏対応の業態の開発や立地によっては客単価が低いものの一定の回転率が見込めるコンセプト型の業態の開発も検討してまいります。

⑤ 既存店売上高の維持・向上

外食業界は成熟した市場になっており、商品・サービスに対する選別化、企業間・店舗間競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。その中で当社は、当社の強みである品質の安定した料理とサービス力を強化し、より充実した「豊かで幸せな食事時間」を顧客に過ごしてもらえぬ環境を整え、既存店売上高の維持・向上に努めてまいります。

⑥ 新規出店の強化及び投資効果の維持・向上

当社が新たな収益を確保し、継続的に成長するためには、新規出店の強化と投資効果のさらなる向上が重要課題であると考えております。新規出店を着実に実行できるよう、継続的に物件に関する情報収集を徹底するとともに、物件情報の取得・調査・開発等のための人材確保及び社内体制の強化に取り組んでまいります。

また、出店初期投資額の削減に努め、投資回収完了の早期実現が可能な店舗づくりを目指してまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 市場環境について

外食業界は、人口減少や少子高齢化によって市場規模の拡大が見込まれ難い一方で、成熟した市場になっており、顧客の嗜好やニーズはますます多様化し、商品・サービスに対する選別が厳しさを増すとともに、企業間・店舗間競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。当社では、サービス力と商品力の向上に努め、新商品の開発やメニュー改定等により既存店舗の売上高の確保を図るとともに、新規出店による事業拡大を積極的に行ってまいります。また、セントラルキッチンへの拡充やITの活用等による生産性の向上と店舗収益の確保を施策として実施してまいります。今後、外食産業における市場環境の悪化が進む場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 店舗の出退店について

① 新規出店計画について

新規出店については、立地条件、賃借条件、収益性等を総合的に検討して決定しております。しかしながら、当社のニーズに合致した条件の物件が必ずしも確保されるとは限らず、新規出店が計画どおり遂行できない事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

② 賃借による店舗展開について

当社の直営店舗の出店については、そのほとんどが土地を賃借しており、賃貸人に対し差入保証金等を差入れております。新規出店に際しては、賃貸人の与信管理を徹底しておりますが、賃貸人の財政状態が悪化した場合、差入保証金の一部又は全部が回収不能になることや、賃借物件の継続的使用が困難となることも考えられます。

その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

③ 出退店時に発生する費用及び損失について

当社では、新規出店時に什器備品等の消耗品や広告宣伝及び販売促進に伴う費用が一時的に発生するため、大量の新規出店や期末に近い時点での新規出店は、利益を押し下げる要因となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、業績の改善が見込めない不採算店舗を閉店する場合には、賃借物件の違約金や固定資産の撤去に係る費用などの店舗閉鎖に伴う損失が発生することとなり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

④ 出店後の環境変化について

当社は新規出店をする際には、商圈調査を綿密に行った上で意思決定をしております。しかしながら、出店後に周辺の道路や開発環境の想定外の変化、同業他社等による競合店の出店など、立地環境の大幅な変化が発生した場合には、当初の計画どおりに店舗収益が確保できず、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制について

① 食品衛生法について

当社のセントラルキッチン及び各店舗では、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき、管轄保健所を通じて営業許可を取得し、食品衛生責任者を配置しております。また、セントラルキッチン及び各店舗では、衛生管理チェックリストを用いた日々のチェックに加え、臨店による指導及び細菌等の測定検査などを実施し、衛生管理の強化に取り組んでおり、内部監査においても衛生管理状況を確認することで、食中毒等の重大事故の未然防止に努めております。しかしながら、万が一、今後、食中毒等の事故が発生した場合は、食品衛生法の規定に基づき、食品等の廃棄処分、一定期間の営業停止、営業の禁止、営業許可の取り消し等の処分を受けるおそれがあり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

② 労働関連法令の規制強化等について

近年の労働環境においては、有期雇用に関する法規制や最低賃金、残業時間その他の労働条件等に係る規制など重大な変化が起こりつつあります。今後、これらの規制・基準等が強化・拡大された場合には、法定福利費の増加及び人員体制強化に伴う人件費の高騰により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、当社において労働関連法令の違反が発生した場合は、規制当局から当社の業務改善を命じられる可能性があり、従業員からの請求を受けること等により、当社の財政状態及び経営成績並びにブランドイメージ及び社会的信用に影響を与える可能性があります。

③ 短時間労働者に対する社会保険加入義務の適用基準拡大について

当社の店舗運営において短時間労働者は不可欠なものとなっており、そのうち社会保険加入義務のある対象者は少数であります。今後、短時間労働者の社会保険加入義務の適用が拡大された場合には、保険料の増加及び就業希望者の減少等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

④ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食リサイクル法）について

2001年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食リサイクル法）により年間100トン以上の食品廃棄物を排出する外食業者（食品関連事業者）は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再生利用を通じて、食品残渣物の削減を義務付けられております。当社は食品残渣物を削減するための取り組みを鋭意実施しておりますが、今後、法的規制が強化された場合には、その対応のために、設備投資等に関連する新たな費用が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 人材採用・育成について

当社が安定的な成長を達成していくためには、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。当社の基本理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を最重要課題とし、積極的な採用活動を行うとともに、採用後の人材教育により早期戦力化を図ってまいります。しかしながら、人材採用環境の変化等により十分な人材の確保及び育成ができない場合は、サービスの低下による集客力の低下、計画どおりの出店が困難となること等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 減損損失について

外部環境の著しい変化等により、店舗収益が悪化し、店舗における営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなった場合、固定資産について減損損失を計上する可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 原材料費の価格高騰について

当社の店舗において使用する食材について、天候不順による野菜価格の高騰や、ウイルスの流行等により需給関係が逼迫した場合の仕入コストなど、原材料価格が高騰した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 自然災害について

当社の店舗展開は東海地方に集中しております。東海地方において大規模な地震や台風、天候不順、異常気象等による自然災害が発生した場合、一時的に来客数が著しく減少し、売上の低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) インターネット等による風評被害について

SNS等の急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みなどによる風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報について

当社は、「個人情報の保護に関する法律」に基づく「個人情報取扱事業者」として従業員及び顧客の個人情報を保有しており、これらの個人情報については、適正な管理に努め万全を期しております。しかしながら個人情報が外部へ漏えいするような事態が発生した場合には、社会的信用の失墜、損害賠償による費用の発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 商標権について

当社は、複数の業態による店舗ブランドを保有しております。これらの商標が第三者のものと同様等、第三者の商標権を侵害しているとみなされた場合、商標使用差止め、損害賠償等を請求される可能性があります。これらが生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 物流業務の外部委託について

当社は、各店舗で日々使用する食材等の配送の一部及び当社の植田工場（セントラルキッチン）で調理した加工食材の保管・配送について、昭和冷蔵株式会社に委託しております。

現段階では、効率性やコスト面等により、当該体制における集中配送・集中納品のメリットを活かしてまいりたいと考えておりますが、同社の配送センターにおける事故等、不測の事態が生じた場合には、同社の物流機能が一時的に停止し、当社の店舗に必要な食材等が欠品に陥り、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(12) 有利子負債依存度について

当社は、店舗建築費用及び差入保証金等の出店資金を主に金融機関からの借入れ等により調達しているため、総資産に占める有利子負債（借入金、社債、リース債務）の割合が、第51期事業年度末は51.1%、第52期第3四半期会計期間末は44.7%と高い水準にあります。今後、有利子負債依存度が高いまま金利が上昇した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(13) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長林永芳は、経営方針の策定や経営戦略の決定、業態開発、立地開発及びメニュー開発等の当社の事業推進において重要な役割を果たしております。

当社は、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を目指し、組織の充実を図るとともに人材の育成並びに権限の委譲等、組織的な事業運営に注力しておりますが、同氏が何らかの理由により業務執行できない事態となった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(14) 配当について

当社は、将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営体質の構築並びに財務基盤の強化に必要な内部留保を確保するとともに、株主への安定的かつ継続的な利益還元を経営の重要施策として、業績を勘案しながら成果配分を行うことを基本方針としております。しかしながら、業績の低迷等により安定的な配当が維持できなくなる可能性があります。

(15) 資金使途及び投資効果について

当社の公募増資による調達資金の使途については、今後の店舗数拡大に備えたセントラルキッチンの新設に係る用地の取得資金及び「中国料理 浜木綿」の新規出店資金として、全額を設備投資に充当する計画であります。しかしながら、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化に対応するため、調達資金を現時点における資金使途計画以外の使途に充当する可能性があります。

また、計画どおりに使用された場合でも、出店した業態が立地に適応しなかった場合など、想定どおりの投資効果を得られない可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第51期事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

a. 資産

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ209百万円増加し、3,466百万円となりました。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産につきましては、前事業年度末に比べ462百万円増加し、1,382百万円となりました。これは主に現金及び預金が489百万円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産につきましては、前事業年度末に比べ253百万円減少し、2,083百万円となりました。これは主に建物が129百万円、長期前払費用が100百万円減少したことによるものであります。

b. 負債

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ192百万円増加し、2,653百万円となりました。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債につきましては、前事業年度末に比べ125百万円増加し、977百万円となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が76百万円、未払法人税等が27百万円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債につきましては、前事業年度末に比べ66百万円増加し、1,676百万円となりました。これは主に社債が100百万円、リース債務が13百万円減少した一方、長期借入金が182百万円増加したことによるものであります。

c. 純資産

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ16百万円増加し、812百万円となりました。これは主に利益剰余金が18百万円増加したことによるものであります。

第52期第3四半期累計期間(自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)

a. 資産

当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ19百万円増加し、3,486百万円となりました。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産につきましては、前事業年度末に比べ247百万円減少し、1,135百万円となりました。これは主に預け金が57百万円、未収入金が20百万円増加した一方、現金及び預金が309百万円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産につきましては、前事業年度末に比べ267百万円増加し、2,350百万円となりました。これは主に建物が130百万円、繰延税金資産が26百万円増加したことによるものであります。

b. 負債

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ140百万円減少し、2,512百万円となりました。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債につきましては、前事業年度末に比べ38百万円減少し、938百万円となりました。これは主に買掛金が23百万円、賞与引当金が44百万円増加した一方、1年内償還予定の社債が100百万円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債につきましては、前事業年度末に比べ102百万円減少し、1,573百万円となりました。これは主にリース債務が31百万円増加した一方、長期借入金が149百万円減少したことによるものであります。

c. 純資産

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ160百万円増加し、973百万円となりました。これは主に利益剰余金が161百万円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第51期事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、東アジア地域などの地政学リスクが懸念されたものの、総じて世界経済が好調に推移したため、製造業を中心に企業業績は堅調に伸び、緩やかな景気回復基調となりました。その一方で米国の保護主義的な貿易政策に伴う外需の下振れリスクや、利上げ観測等への警戒感も広がるなど、海外の政治・経済情勢は一層不確実性を増し、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しております。また、可処分所得の伸び悩みや原油価格の高騰による物価上昇も懸念され、個人消費に力強さはなく、本格的な回復には至っておりません。

外食業界におきましては、豪雨・台風・雪害などの悪天候や物流コストの上昇などによる原材料価格の高騰、人手不足による人件費や採用コストの上昇などに加え、商品・サービスに対する消費者のニーズの多様化や選別志向がますます顕著になっております。さらに業種・業態の垣根を越えた顧客獲得競争も激化しており、経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社では、引き続きサービス力と商品力の向上に努めるとともに、10月には「小龍包フェア」、2月には「フカヒレフェア」を実施し、集客を図りました。お盆や年末年始などの繁忙期において客足は比較的好調に推移いたしました。一方で度重なる台風の上陸や降雪などの天候要因による客足の伸び悩みがみられ、既存店(開店後、13ヶ月経過した店舗)売上高は前年同期比1.2%減となりました。

店舗展開につきましては、当事業年度中の新規出店として2018年6月に「浜木綿各務原店」(岐阜県各務原市)を出店し、引き続き営業基盤の強化を図りました。

一方で、FC店である「浜木綿半田店」(愛知県半田市)を2017年10月に閉店いたしました。また、「浜木綿鈴鹿店」(三重県鈴鹿市)を2018年7月よりFC店から直営店に変更しております。

これにより、当事業年度末の店舗数は、「浜木綿」28店舗(直営店)、「四季亭」3店舗(直営店)、「桃李蹊」8店舗(直営店)の合計39店舗(直営店)となっております。

この結果、前事業年度及び当事業年度に新規出店した店舗が寄与するとともに、客単価の上昇効果もあり、売上高は前事業年度に比べ178百万円増加し、7期連続で増収となりました。

利益面につきましては、天候不順等により原材料価格が高騰するなか原価管理の徹底に努め、売上原価率が前事業年度より0.3ポイント改善いたしました。費用については人件費及び水道光熱費などの増加により、売上高販管費率は0.3ポイント上昇いたしました。これらにより、営業利益率及び経常利益率は前事業年度とほぼ同水準を維持し、前事業年度に比べそれぞれ増益となりました。また、特別利益として保険解約返戻金52百万円、特別損失として減損損失201百万円及びFC解約損9百万円など211百万円を、それぞれ計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,857百万円(前年同期比3.8%増)、営業利益は238百万円(同3.2%増)、経常利益は244百万円(同3.5%増)、当期純利益は42百万円(同72.0%減)となりました。

なお、当社は飲食事業を主要な事業としており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

第52期第3四半期累計期間(自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、好調な世界経済を受け企業収益が伸び、景気は緩やかな回復基調にあるものの、個人消費につきましては実質賃金の伸びが鈍い中で、ガソリンや野菜をはじめ生活に身近な商品・サービスの価格が上昇したため、消費意欲は依然として低調に推移いたしました。また、米国の利上げや貿易摩擦による影響も懸念され、先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、人手不足による人件費や物流費の上昇に加え、天候不順等による原材料価格の高止まり、更には相次いで発生した自然災害の影響もあり、経営環境は引き続き厳しい状況にありました。

このような状況の中、当社におきましては、『フレンドリーな礼儀正しさ』を形にしたサービス力の向上に努め、既存店（開店後、13ヶ月経過した店舗）の活性化を図るとともに、従業員教育の充実、生産性の向上にも取り組みました。また、営業面では10月に「飲茶フェア」、2月には「えびづくしフェア」を実施し、集客に努めました。これらの結果、客足については、8月のお盆期間や1月のお正月など繁忙期は堅調に推移いたしましたが、9月、10月は、台風の上陸など自然災害による影響もあり、既存店（開店後、13ヶ月経過した店舗）売上高は前年同期比1.1%減となりました。

店舗展開につきましては、当第3四半期累計期間における新規出店として2018年10月に「浜木綿半田土井山店」（愛知県半田市）、2019年4月には大阪府初出店となる「浜木綿枚方田口店」（大阪府枚方市）をそれぞれ出店いたしました。

これにより、当第3四半期会計期間末の店舗数は、「浜木綿」30店舗（直営店）、「四季亭」3店舗（直営店）、「桃李蹊」8店舗（直営店）の合計41店舗（直営店）となっております。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は3,959百万円、営業利益は296百万円、経常利益は301百万円となり、四半期純利益は185百万円となりました。なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第51期事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ469百万円増加し、1,049百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は394百万円（前年同期は308百万円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益が147百万円減少した一方、減損損失が201百万円計上されたこと及び法人税等の支払額が49百万円減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は29百万円（前年同期は240百万円の使用）となりました。これは主に保険積立金の解約による収入が149百万円発生し、有形固定資産の取得による支出が46百万円減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は104百万円（前年同期は11百万円の使用）となりました。これは主に長期借入れによる収入が70百万円増加し、長期借入金の返済による支出が47百万円減少したことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

第51期事業年度及び第52期第3四半期累計期間における生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。なお、第51期事業年度は飲食事業以外の事業セグメントの重要性が乏しいため、第52期第3四半期累計期間は飲食事業の単一セグメントであるため、生産実績につきましては、飲食事業について記載しております。

品目別	第51期事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)		第52期第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)
	生産高 (千円)	前年同期比 (%)	生産高 (千円)
点心	140,147	88.6	121,832
加工材料	93,080	128.6	67,361
主菜、スープ	53,318	102.4	54,203
嗜好飲料	23,137	80.7	22,170
調味料	43,765	168.2	30,268
その他	5,300	20.2	—
合計	358,748	98.7	295,836

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 仕入実績

第51期事業年度及び第52期第3四半期累計期間における仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。なお、第51期事業年度は飲食事業以外の事業セグメントの重要性が乏しいため、第52期第3四半期累計期間は飲食事業の単一セグメントであるため、仕入実績につきましては、飲食事業について記載しております。

品目別	第51期事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)		第52期第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)
	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)	仕入高 (千円)
農産物類	417,772	101.5	323,365
海産物類	198,950	89.4	168,054
畜産物類	206,643	100.4	174,588
嗜好飲料類	136,822	94.9	110,280
調味料類	149,544	104.1	122,718
その他	49,080	174.2	50,882
合計	1,158,815	100.2	949,889

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

d. 販売実績

第51期事業年度及び第52期第3四半期累計期間における販売実績をセグメント・業態別及び都道府県別に示すと、次のとおりであります。なお、2018年7月1日付での全店直営化に伴い、第52期第3四半期累計期間は飲食事業の単一セグメントとなっております。

セグメント・業態別	第51期事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)			第52期第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)
	販売高(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)	販売高(千円)
浜木綿業態	3,996,231	82.2	105.8	3,358,574
四季亭業態	397,121	8.2	97.1	304,262
桃李蹊業態	411,578	8.5	100.9	296,772
飲食事業	4,804,931	98.9	104.5	3,959,609
その他の事業	52,642	1.1	62.9	—
合計	4,857,574	100.0	103.8	3,959,609

都道府県別	第51期事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)			第52期第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)
	販売高(千円)	構成比(%)	前年同期(%)	販売高(千円)
愛知県	3,476,582	72.4	104.1	2,745,694
岐阜県	472,528	9.8	108.9	474,530
三重県	292,469	6.1	105.6	303,231
静岡県	117,910	2.5	100.6	93,207
滋賀県	198,503	4.1	103.0	150,599
東京都	164,981	3.4	105.9	122,611
神奈川県	81,956	1.7	104.0	64,067
大阪府	—	—	—	5,479
合計	4,804,931	100.0	104.5	3,959,421

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 主要な販売先については、総販売実績の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。
 4. 都道府県別販売実績については、飲食事業の販売実績のみを記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成に当たって、必要な見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1)経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

③ 経営成績に重要な影響を与える要因について

外食業界は、人口減少や少子高齢化によって市場規模の拡大が見込まれ難い一方で、成熟した市場になっており、顧客の嗜好やニーズはますます多様化し、商品・サービスに対する選別が厳しさを増すとともに、企業間・店舗間競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。この対応策として、新商品の開発やメニュー改定等により既存店舗の売上高の確保を図るとともに、新規出店による事業拡大を積極的に行ってまいります。

店舗の出店に関しましては、立地条件、賃借条件、収益性等を総合的に検討して決定しておりますが、物件が必ずしも確保されるとは限らず、新規出店が計画どおり遂行できない事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。その対応策として、出店を検討する地域を広くしていく方針です。

また、当社の安定的な成長には、人材の確保が必要不可欠であり、予定どおり人材の確保を行うことが困難な場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。その対応策として、積極的な採用活動とともに、採用後の人材教育に注力し早期戦力化を図っております。

④ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ469百万円増加し、1,049百万円となりました。

当社の主な資金需要としては、大きく分けて設備投資資金及び運転資金となっております。基本的には「営業活動によるキャッシュ・フロー」を中心としながらも、新規出店等の設備資金については、長期借入金により資金調達を行っております。

また、銀行借入金につきましては、当座貸越枠250百万円を設定し、手許流動性預金とあわせ、緊急な支出にも対応可能な体制を整えております。

⑤ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析

当社は店舗における客数、売上原価率及び人時売上高を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として捉えております。

客数は、第51期事業年度においては、既存店の客数が前事業年度から2.6%減少いたしました。新規出店による客数の増加により、全店合計では前事業年度から3.1%増加となりました。第52期第3四半期累計期間においては、既存店の客数は前年同四半期より0.7%減少し、全店合計では8.5%増加いたしました。

売上原価率は、原材料価格の高騰のなか、原価管理を徹底したことにより第51期事業年度は前事業年度と比べ0.3ポイント改善し25.2%となり、第52期第3四半期累計期間は前年同四半期より0.3ポイント改善し24.8%となりました。

生産性の指標である人時売上高は、臨店による指導及び各店舗における継続的な見直しにより、第51期事業年度は前事業年度から1.3%上昇いたしました。第52期第3四半期累計期間は前年同四半期より1.2%上昇いたしました。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第51期事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

当事業年度の設備投資の総額は185百万円であり、主なものは収益拡大を目的とした浜木綿各務原店の新規出店によるものであります。

なお、当社は飲食事業を主要な事業としており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

また、重要な設備の除却、売却等はありません。

第52期第3 四半期累計期間（自 2018年8月1日 至 2019年4月30日）

当第3 四半期累計期間の設備投資の総額は334百万円であり、主なものは収益拡大を目的とした浜木綿半田土井山店、浜木綿枚方田口店の新規出店によるものであります。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2018年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)									従業員数 (名)
		建物	構築物	機械及び 装置	車両運 搬具	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計	
本社 (名古屋市 昭和区)	本社機 能・事務 所他	25,703	—	11	0	348	145,286 (847.03) < — >	7,489	6,438	185,277	65 [5]
セントラル キッチン 植田工場 (名古屋市 天白区)	調理加工 工場	9,112	—	15,053	—	194	— (—) <529.84>	—	—	24,360	7 [17]
浜木綿業 態28店舗 (名古屋市 昭和区他)	店舗設備 他	732,602	78,682	—	0	31,224	90,568 (528.02) <41,233.62>	101,568	2,421	1,037,066	126 [250]
四季亭業 態3店舗 (名古屋市 緑区他)	店舗設備 他	16,267	617	—	—	1,792	— (—) <2,981.00>	—	—	18,677	15 [24]
桃李蹊業 態8店舗 (愛知県長 久手市他)	店舗設備 他	78,511	10,696	—	—	2,800	— (—) <6,940.97>	9,314	1,102	102,426	15 [23]
その他 (名古屋市 天白区他)	倉庫他	—	—	—	—	—	38,833 (165.20) < — >	—	28,816	67,650	— [—]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。）は、年間平均雇用人員（1日8時間換算）を〔 〕内に外数で記載しております。

4. 賃借している土地の面積を〈 〉内に外数で記載しております。
5. 土地に係る年間賃借料は、335,428千円（植田工場6,888千円、浜木綿業態270,316千円、四季亭業態19,672千円、桃李蹊業態38,549千円）となります。
6. 帳簿価額のうち「その他」は、その他投資等、建設仮勘定、ソフトウェア及びその他の無形固定資産の合計であります。
7. 当社は飲食事業を主要な事業としており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2019年8月31日現在)

当社の出店計画等の主なものは次のとおりであります。なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載していません。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	業態の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手(予定) 年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
セントラルキッチン (愛知県稲沢市)	工場	土地	362	72	自己資金及び 増資資金	2019年8月	2020年4月	—
セントラルキッチン (愛知県稲沢市)	工場	建物設備 等	487	—	自己資金又は 借入金	2020年8月	2021年7月	—
浜木綿津藤方店 (三重県津市)	浜木綿 業態	店舗設備 等	148	—	増資資金	2019年9月	2020年1月	152席 (予定)
浜木綿津島店 (愛知県津島市)	浜木綿 業態	店舗設備 等	167	—	増資資金、自 己資金又は借 入金	2019年12月	2020年3月	152席 (予定)
未定 (未定)	浜木綿 業態	店舗設備 等	150	—	増資資金、自 己資金又は借 入金	2020年3月	2020年6月	152席 (予定)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力は客席数(予定)を記載しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,768,000
計	2,768,000

(注) 2019年6月27日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は同日付で904,000株増加し、1,384,000株となっております。また、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年8月6日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は1,384,000株増加し、2,768,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	692,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	692,000	—	—

(注) 1. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は346,000株増加し、692,000株となっております。
2. 2019年6月27日開催の臨時株主総会決議により定款の変更が行われ、同日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年8月6日	346,000	692,000	—	284,160	—	206,510

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2019年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	6	—	—	21	28	—
所有株式数(単元)	—	100	—	2,780	—	—	4,040	6,920	—
所有株式数の割合(%)	—	1.45	—	40.17	—	—	58.38	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 692,000	6,920	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	692,000	—	—
総株主の議決権	—	6,920	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営体質の構築並びに財務基盤の強化に必要な内部留保を確保するとともに、株主への安定的かつ継続的な利益還元を経営の重要施策として、業績を勘案しながら成果配分を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。

第51期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり70円の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保資金の使途につきましては、今後の新規出店及び予想される経営環境の変化に対応すべく、有能な人材を確保し競争力を高めるために有効に投資してまいりたいと考えております。

当社は、期末配当の基準日を7月31日、中間配当の基準日を1月31日としており、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

なお、基準日が第51期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2018年10月11日 取締役会決議	24,220	70.00

(注) 2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、第51期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、第51期事業年度に属する剰余金の配当を算定すると、1株当たり配当額は35円に相当いたします。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 9 名 女性 4 名 (役員のうち女性の比率30.8%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	林 永芳	1948年3月19日	1971年4月 当社入社 1975年9月 取締役 1977年9月 専務取締役 1978年10月 有限会社ハマユウフードシステムズ (現 有 限会社AMcosmos) 代表取締役 (現任) 1987年9月 代表取締役社長 (現任)	(注) 3	137,000
取締役	商品部長	内藤 蔵之	1955年8月12日	1978年9月 当社入社 1991年10月 企画開発室長 1998年10月 取締役経営企画開発部長 2000年3月 取締役営業部長 2001年8月 取締役情報システム部長 2001年11月 取締役企画開発部長 2003年2月 取締役商品部長 2006年10月 取締役関東営業管掌 2008年3月 取締役商品部長 (現任)	(注) 3	10,800
取締役	店舗運営部長	嶋津 義隆	1966年3月19日	1988年4月 当社入社 2010年4月 執行役員浜木綿運営部長 2011年10月 取締役浜木綿運営部長 2012年4月 取締役店舗運営本部副本部長 2015年10月 取締役店舗運営本部長 2016年8月 取締役店舗運営部長 (現任)	(注) 3	2,200
取締役	店舗開発部長	生田 彰則	1968年10月30日	1987年4月 当社入社 2001年11月 営業部福厨 (ハッピーキッチン) 運営グル ープマネジャー 2005年8月 営業部名古屋営業グループマネジャー 2012年4月 店舗運営本部浜木綿運営グループマネジャー 2013年8月 店舗運営本部副本部長 2015年10月 店舗開発部長 2016年10月 取締役店舗開発部長 (現任)	(注) 3	7,600
取締役	営業企画部長	山本 美穂	1968年8月21日	2001年9月 当社入社 2005年2月 開発部企画開発グループマネジャー 2008年3月 開発部メニュー開発グループマネジャー 2011年3月 企画部営業企画グループマネジャー 2015年10月 営業企画部長 2016年10月 取締役営業企画部長 (現任)	(注) 3	1,000
取締役	業務部長	三浦 祐明	1965年9月8日	1986年4月 株式会社アトム入社 1999年4月 同社経理部長 2007年12月 当社入社 業務部長 2016年10月 取締役業務部長 (現任)	(注) 3	1,000
取締役	調理開発部長	大島 敏幸	1958年7月11日	1977年4月 株式会社名古屋国際ホテル (現 ワシントン ホテル株式会社) 入社 2007年6月 同社中国料理スーパーバイザー 2008年3月 当社入社 開発部調理・調理師開発グル ープ マネジャー 2011年3月 企画部調理料理開発指導グループマネジャー 2015年10月 料理開発指導部長 2016年8月 調理開発部長 2016年10月 取締役調理開発部長 (現任)	(注) 3	1,000
取締役	浜木綿 山手通本店 担当	桑添 久子	1944年9月20日	1975年3月 当社入社 2005年9月 人財サポートグループマネジャー 2006年10月 取締役人財開発室長 2009年8月 取締役営業部顧問 2010年4月 取締役浜木綿山手通本店担当 (現任)	(注) 3	9,400
取締役	四季亭担当	林 禮子	1948年3月16日	1987年3月 当社入社 2014年7月 店舗開発グループマネジャー 2015年10月 取締役店舗運営本部サービス向上担当部長 2016年8月 取締役店舗運営部副本部長 2018年10月 取締役四季亭担当 (現任)	(注) 3	21,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	—	細川 英一	1949年10月23日	1992年12月 東建コーポレーション株式会社入社 2000年10月 株式会社ユニホー入社 2001年7月 当社入社 2003年7月 業務部長 2003年10月 取締役業務部長 2007年6月 取締役営業部長兼名古屋営業管掌兼業務部長 2007年12月 取締役営業部長兼名古屋営業管掌 2008年3月 取締役営業部長 2009年10月 取締役業務部管掌 2010年4月 取締役社長室長 2012年11月 株式会社経営企画室代行人社 2015年10月 当社常勤監査役 2017年10月 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	1,000
取締役 (監査等委員)	—	大山 元靖	1937年10月3日	1994年10月 株式会社JBイレブン入社 1995年9月 同社取締役事業部長 1997年9月 同社専務取締役 2005年3月 株式会社JA東海グリーン入社 2006年6月 当社常勤監査役 2015年10月 社外監査役 2017年10月 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	1,000
取締役 (監査等委員)	—	細田 和美	1948年10月11日	1977年9月 税理士登録 細田和美税理士事務所所長(現任) 1987年9月 当社監査役 2015年10月 社外監査役 2017年10月 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	3,000
取締役 (監査等委員)	—	野口 葉子 (戸籍上の氏名:春馬 葉子)	1974年11月19日	2001年10月 第二東京弁護士会 弁護士登録 鳥飼総合法律事務所入所 2003年11月 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会) 弁護士登録 石原総合法律事務所入所 2006年10月 春馬・野口法律事務所開設パートナー(現任) 2009年6月 ジャパンマテリアル株式会社監査役(現任) 2015年7月 株式会社ナ・デックス取締役(現任) 2015年8月 株式会社老番屋取締役(監査等委員)(現任) 2019年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	—
計						196,600

- (注) 1. 2017年10月27日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員である取締役 大山元靖、細田和美及び野口葉子(戸籍上の氏名:春馬葉子)は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員を除く)の任期は、2018年10月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役(監査等委員)細川英一、大山元靖、細田和美の任期は、2017年10月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役(監査等委員)野口葉子(戸籍上の氏名:春馬葉子)の任期は、2019年8月21日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 細川英一、委員 大山元靖、委員 細田和美、委員 野口葉子(戸籍上の氏名:春馬葉子)
なお、細川英一は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、十分な情報収集により監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
7. 取締役 林禮子は、代表取締役社長 林永芳の配偶者であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を企業の重要課題と捉え、経営の健全化、コンプライアンス体制の充実、企業倫理の確立、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性の向上、経営監視機能の強化及びリスク管理の徹底を図ることで、企業価値を最大限に高めることを目指しております。

当社は、2017年10月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役会の議決権を有する監査等委員により取締役会の監督機能を一層強化し、ルールに基づいた事業運営を徹底し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図っております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

イ、会社の機関の基本説明

当社は株主・顧客・取引先・従業員等の社内外のステークホルダーに対して経営の透明性の向上を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的かつ公正な企業経営を実現するため、以下の企業統治の体制を採用しております。

(取締役会)

取締役会は取締役13名（うち監査等委員4名（うち社外取締役3名））で構成されており、月に1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで経営に関する重要な意思決定を迅速に行っております。取締役会では、法定事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、業績の進捗状況及び各取締役の業務執行状況の報告等について、審議しております。

(監査等委員会)

当社は監査等委員会設置会社であり、社外取締役3名を含む監査等委員4名で構成されております。月に1回の監査等委員会での各監査等委員の監査報告及び協議の実施、重要会議への出席等により、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

(内部統制委員会)

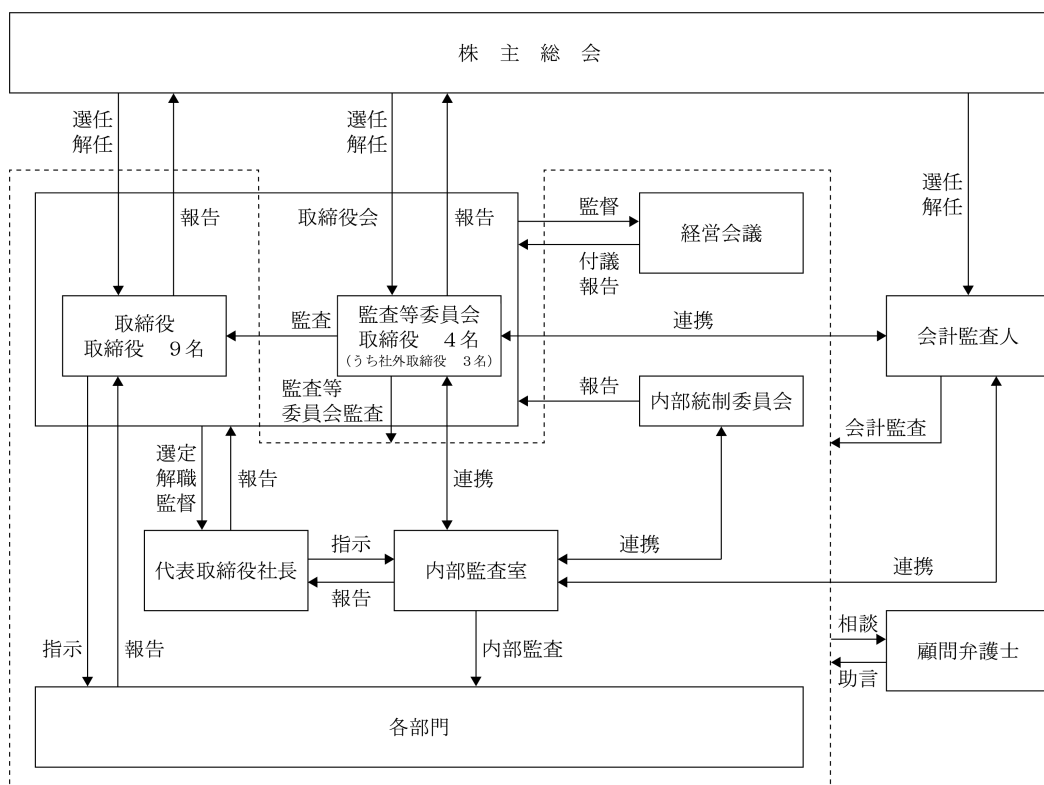
当社における内部統制の運営を主管し、内部統制体制の構築、整備及び運用状況の評価を行うため、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置しております。内部統制委員会は、四半期に1回及び必要に応じて臨時に開催し、リスク管理体制及びコンプライアンス体制のチェック・指導も行っております。

(経営会議)

経営に関する重要事項及び取締役会の委嘱を受けた事項を審議するため、経営会議を月に1回開催しております。取締役（社外取締役を除く）のほか部門長で構成され、経営計画などの経営課題及び各部門の個別課題などを審議しております。

ロ. 会社の機関及び内部統制等との関係

当社のコーポレート・ガバナンスの体制図は以下のとおりであります。



ハ. 内部統制システムの整備状況

会社法第362条第4項第6号に規定される「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（以下「内部統制システム」という）を取締役に於て決議しております。その内容の概要は、以下のとおりであります。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社に影響を及ぼす重要事項については、取締役会において協議し決定する。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く）は、取締役会において定期的に職務の執行状況を報告する。なお、取締役会は取締役会規程に基づき原則として月1回開催する。
- 監査等委員である取締役は、取締役会及び必要に応じて経営会議へ出席し、監査等委員会は業務執行状況の調査等を通じて取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
- コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、代表取締役社長を委員長とした内部統制委員会を設置し、委員会の定期的開催を通じて横断的に必要な改善措置・啓蒙策を講じる。また、内部統制委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
- 当社は、独立した専門部署として内部監査室を設置し、必要に応じて監査等委員会及び内部統制委員会と連携し、業務の適法性及び妥当性等を監査する。
- 当社は、内部通報制度に基づき、法令及び社会規範等の不正行為等の早期発見、是正を目的として、社内相談・申告できる窓口を設置する。

- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等経営及び業務執行にかかわる重要な情報について、法令及び文書保存規程等関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
 - ・ 文書保存規程等の関連規程は、必要に応じて見直しを図る。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 各部門の責任者は、管轄業務に関するリスクの把握に努め、適切にリスク管理を実施する。
 - ・ 企業の継続的發展を脅かすあらゆるリスクを把握し、リスクマネジメント体制を整備するため、「リスク管理規程」を定め、内部統制委員会を設置する。
 - ・ 経営上重要なリスクは、内部統制委員会において、把握・分析・評価を行い、改善策を策定するなど、適切な危機管理を行う体制を整える。
 - ・ 事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、速やかに取締役（監査等委員を含む）に報告するとともに、取締役会及び経営会議で審議する。
 - ・ 大規模災害や不祥事の際は、代表取締役社長を総括責任者として、各取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を整え、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応を図る。
 - ・ 情報セキュリティ活動を主導するため、「情報セキュリティ規程」を定め、情報資産の取扱い基準を定める。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社は、業務分掌及び職務権限に関する規程等において、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行の分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を構築する。
 - ・ 各取締役（監査等委員である取締役を除く）は、管轄する部門が実施すべき具体的な施策の決定及び効率的な業務執行体制の整備を行うとともに、取締役会において目標に対する進捗状況を報告する。
 - ・ 取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
 - ・ 内部統制委員会は、取締役会に対し適宜状況報告を行う体制を整える。
- 5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 - ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議を行い、必要に応じて補助すべき使用人を配置する。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会に係る職務については、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- 6) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、取締役会及び必要に応じて経営会議へ出席する監査等委員を通じて、職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等について監査等委員会へ報告する。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応する。
 - ・ 監査等委員会に報告した者が、当該報告を理由として不利な扱いがなされないことを確保するための体制を整備する。
- 7) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会又は常勤監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ・ 監査等委員会又は常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制を構築する。
- ・ 監査等委員会又は常勤監査等委員に対しては、必要に応じ書類の閲覧を提供する。

9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ・ 反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を断絶し、不当要求に対しては断固として拒絶する旨の反社会的勢力に対する基本方針を定め、取締役及び従業員全員に周知徹底する。
- ・ 平素より関係行政機関及び関係団体等からの情報収集に努め、事案発生時には関係行政機関及び弁護士等と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処する。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動全般にわたり生じる様々なリスクに対して、その低減及び回避のための諸施策を実施するほか、「リスク管理規程」、「内部統制委員会規則」を制定し、内部統制委員会を四半期に1回及び必要に応じて開催し、リスク管理及び対応に関する事項について審議・決定しております。

また、当社に大きな影響を及ぼすリスクに対しては、「リスク管理規程」に基づき、リスク対策本部を設置し、情報の収集・分析をはじめ、対応策及び再発防止策の検討・決定を行う組織体制を整備しております。

③ 内部監査及び監査等委員会監査

当社は、内部監査室（内部監査室長1名及び担当者1名）を設置しております。毎期、年間監査計画を策定し、当該計画に基づき各店舗又は各部門への監査を実施し、業務活動が法令及び規程等に則して合理的に運用されているか等を検証することにより、経営の合理化と効率性向上に資することを目的としております。

内部監査室は、年間監査計画に基づき内部監査を実施し、監査報告書にて内部監査の結果を代表取締役社長へ報告しております。改善を要する事項については、改善指示書にて被監査部門へ通知しており、被監査部門から提出された改善報告書をもとに、必要に応じてフォローアップ監査を実施し、指摘事項の改善確認・指導を行っております。

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は常勤の監査等委員1名及び社外取締役である監査等委員3名の計4名で構成されております。監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準、監査計画及び業務分担に基づき、監査を実施しております。月に1回の監査等委員会での各監査等委員の監査報告及び協議の実施、重要会議への出席、取締役及び幹部社員に対するヒアリング、稟議書等各種書類の閲覧等により、取締役の職務執行について監査を行っております。

なお、監査等委員会と内部監査室は、緊密な連携を維持するため、月に1回連絡会を開催し、それぞれの監査の結果等を報告し意見交換を行っております。また、必要に応じ、監査等委員は内部監査室の実査に同行しております。監査等委員会及び内部監査室は、会計監査人と3ヶ月に1回、監査報告会等を開催し、情報交換を行うなど、適宜連携を図っております。

④ 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当社の監査業務を執行した公認会計士は、岡野 英生及び柏木 勝広であります。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他2名であります。

⑤ 社外取締役との関係及び選任状況に関する当社の考え方

当社の社外取締役は大山元靖、細田和美及び野口葉子（戸籍上の氏名：春馬葉子）の3名であります。

大山元靖は、他社での長年にわたる企業経営に関する豊富な知識と経験を有しており、当社経営全般に関する意見や、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待できるものとして、社外取締役に選任しております。同氏は当社株式を1,000株保有しておりますが、その他の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

細田和美は、税理士として企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、専門的見地より経営の監視や適切な助言を期待できるものとして、社外取締役に選任しております。同氏は当社株式を3,000株保有しておりますが、その他の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

野口葉子（戸籍上の氏名：春馬葉子）は、弁護士としての高い専門性を有しており、会社法を中心とする企業法務、内部統制システム及びコーポレート・ガバナンス等に関する知識と経験に加え、複数の企業での社外役員の経験を有している法律の専門家として、的確な経営判断に資する助言・提言を期待できるものとして、社外取締役に選任しております。なお、同氏及びその兼務先と当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にし、かつ知識・経験及び能力を総合評価したうえで、適正な監査・監督を実施できる人物を選任しております。

⑥ 役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。)	125,700	125,700	—	—	—	9
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	4,500	4,500	—	—	—	1
監査役 (社外監査役を除く。)	1,500	1,500	—	—	—	1
社外取締役(監査等委員)	5,373	5,373	—	—	—	2
社外監査役	1,791	1,791	—	—	—	2

(注) 当社は2017年10月27日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査役に対する報酬支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬支給額は、移行後の期間に係るものであります。

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、2017年10月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、経営状況や財務状況、経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員会において決定しております。

⑦ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 2 銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 10,230千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(最近事業年度の前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社大垣共立銀行	35,000	11,165	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。

(注) なお、みなし保有株式はありません。

(最近事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社大垣共立銀行	3,500	10,230	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。

(注) なお、みなし保有株式はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
 該当事項はありません。

⑧ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

イ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ロ. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ハ. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
11,000	4,000	16,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する助言業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、過去の実績及び監査業務に伴う業務量等を勘案し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2016年8月1日から2017年7月31日まで）及び当事業年度（2017年8月1日から2018年7月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年2月1日から2019年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（2018年8月1日から2019年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等主催の各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年7月31日)	当事業年度 (2018年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	635,075	1,124,615
預け金	29,391	9,512
売掛金	1,762	1,757
商品及び製品	32,517	20,413
仕掛品	184	233
原材料及び貯蔵品	49,877	48,130
前払費用	77,061	80,090
繰延税金資産	14,774	15,596
未収入金	69,044	72,486
その他	10,354	9,855
流動資産合計	920,043	1,382,692
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 991,714	862,197
構築物（純額）	107,233	89,997
機械及び装置（純額）	11,491	15,064
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	50,419	36,360
土地	※1 274,688	274,688
リース資産（純額）	154,532	118,372
建設仮勘定	—	30
有形固定資産合計	※2 1,590,081	※2 1,396,710
無形固定資産		
ソフトウェア	5,712	5,699
その他	8,931	4,231
無形固定資産合計	14,644	9,931
投資その他の資産		
投資有価証券	41,014	38,749
長期貸付金	48,574	42,578
長期前払費用	154,223	53,990
差入保証金	247,155	243,960
繰延税金資産	198,639	266,090
その他	※2 42,726	※2 31,587
投資その他の資産合計	732,333	676,957
固定資産合計	2,337,058	2,083,599
資産合計	3,257,102	3,466,291

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年7月31日)	当事業年度 (2018年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	140,241	141,128
1年内償還予定の社債	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 126,423	202,726
リース債務	32,134	35,925
未払金	260,478	261,258
未払費用	43,459	42,459
未払法人税等	52,471	80,268
未払消費税等	42,746	54,737
前受金	8,683	9,179
預り金	16,074	18,026
前受収益	1,891	1,477
賞与引当金	26,952	29,831
その他	18	—
流動負債合計	851,574	977,018
固定負債		
社債	400,000	300,000
長期借入金	※1 826,331	1,009,325
リース債務	135,238	122,074
長期未払金	115,070	115,070
資産除去債務	114,861	121,334
その他	18,179	8,813
固定負債合計	1,609,679	1,676,617
負債合計	2,461,254	2,653,636
純資産の部		
株主資本		
資本金	284,160	284,160
資本剰余金		
資本準備金	206,510	206,510
資本剰余金合計	206,510	206,510
利益剰余金		
利益準備金	7,460	7,460
その他利益剰余金		
別途積立金	30,000	30,000
繰越利益剰余金	265,086	283,471
利益剰余金合計	302,546	320,931
株主資本合計	793,216	811,601
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,631	1,054
評価・換算差額等合計	2,631	1,054
純資産合計	795,847	812,655
負債純資産合計	3,257,102	3,466,291

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	814,937
預け金	66,663
売掛金	2,666
商品及び製品	25,262
仕掛品	255
原材料及び貯蔵品	59,234
前払費用	64,880
未収入金	93,057
その他	8,578
流動資産合計	1,135,536
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	992,280
構築物（純額）	112,352
機械及び装置（純額）	12,169
車両運搬具（純額）	0
工具、器具及び備品（純額）	46,977
土地	274,688
リース資産（純額）	164,371
有形固定資産合計	1,602,841
無形固定資産	
ソフトウェア	4,542
その他	3,831
無形固定資産合計	8,374
投資その他の資産	
投資有価証券	37,035
長期貸付金	40,067
長期前払費用	55,651
差入保証金	253,700
繰延税金資産	292,899
その他	60,181
投資その他の資産合計	739,535
固定資産合計	2,350,750
資産合計	3,486,286

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年4月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	164,895
1年内返済予定の長期借入金	199,224
リース債務	46,976
未払金	271,238
未払費用	43,767
未払法人税等	80,905
未払消費税等	31,902
前受金	9,600
預り金	13,525
前受収益	2,486
賞与引当金	74,385
その他	0
流動負債合計	938,907
固定負債	
社債	300,000
長期借入金	859,907
リース債務	153,270
長期未払金	115,070
資産除去債務	133,909
その他	11,800
固定負債合計	1,573,956
負債合計	2,512,863
純資産の部	
株主資本	
資本金	284,160
資本剰余金	206,510
利益剰余金	482,652
株主資本合計	973,322
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	100
評価・換算差額等合計	100
純資産合計	973,422
負債純資産合計	3,486,286

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年 8月 1日 至 2017年 7月 31日)	当事業年度 (自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月 31日)
売上高	4,679,520	4,857,574
売上原価		
商品・製品及び原材料期首たな卸高	56,210	67,060
当期商品仕入高	879,825	893,482
当期製品製造原価	363,566	358,748
合計	1,299,603	1,319,291
他勘定振替高	※1 40,832	※1 40,341
商品・製品及び原材料期末たな卸高	67,060	54,694
売上原価合計	1,191,710	1,224,255
売上総利益	3,487,810	3,633,318
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	1,388,129	1,462,625
賞与引当金繰入額	26,061	29,161
退職給付費用	15,095	17,025
地代家賃	367,009	380,704
減価償却費	185,675	182,837
その他	1,274,804	1,322,432
販売費及び一般管理費合計	3,256,775	3,394,786
営業利益	231,034	238,532
営業外収益		
受取利息	853	714
受取配当金	1,223	1,251
不動産賃貸料	13,995	14,228
協賛金収入	4,057	2,712
その他	5,005	4,322
営業外収益合計	25,134	23,229
営業外費用		
支払利息	7,372	6,828
不動産賃貸費用	8,930	8,740
その他	3,407	1,574
営業外費用合計	19,710	17,144
経常利益	236,458	244,616
特別利益		
固定資産売却益	※2 29	—
保険解約返戻金	—	52,786
特別利益合計	29	52,786
特別損失		
固定資産除却損	※3 3,045	※3 732
減損損失	—	※4 201,270
FC解約損	—	9,002
特別損失合計	3,045	211,005
税引前当期純利益	233,443	86,398
法人税、住民税及び事業税	83,056	111,379
法人税等調整額	△1,646	△67,584
法人税等合計	81,409	43,794
当期純利益	152,033	42,604

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)		当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		268,600	73.2	256,644	71.4
II 労務費		60,703	16.6	63,200	17.6
III 経費	※1	37,420	10.2	39,413	11.0
当期総製造費用		366,724	100.0	359,258	100.0
仕掛品期首たな卸高		497		184	
合計		367,221		359,443	
仕掛品期末たな卸高		184		233	
他勘定振替高	※2	3,470		461	
当期製品製造原価		363,566		358,748	

(注) ※1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	6,570	4,863
水道光熱費	8,196	8,497
地代家賃	6,888	6,888

※2. 他勘定振替高は、店舗材料仕入等による振替高であります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、標準原価による総合原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)
売上高	3,959,609
売上原価	982,223
売上総利益	2,977,386
販売費及び一般管理費	2,680,731
営業利益	296,654
営業外収益	
受取利息	463
受取配当金	608
不動産賃貸料	15,077
その他	5,312
営業外収益合計	21,461
営業外費用	
支払利息	4,860
不動産賃貸費用	10,834
その他	1,120
営業外費用合計	16,815
経常利益	301,301
税引前四半期純利益	301,301
法人税、住民税及び事業税	126,151
法人税等調整額	△10,791
法人税等合計	115,359
四半期純利益	185,941

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	284,160	206,510	206,510
当期変動額			
当期純利益			
剰余金の配当			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	284,160	206,510	206,510

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	7,460	30,000	137,273	174,733	665,403
当期変動額					
当期純利益			152,033	152,033	152,033
剰余金の配当			△24,220	△24,220	△24,220
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	127,813	127,813	127,813
当期末残高	7,460	30,000	265,086	302,546	793,216

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,305	2,305	667,709
当期変動額			
当期純利益			152,033
剰余金の配当			△24,220
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	325	325	325
当期変動額合計	325	325	128,138
当期末残高	2,631	2,631	795,847

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	284,160	206,510	206,510
当期変動額			
当期純利益			
剰余金の配当			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	284,160	206,510	206,510

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	7,460	30,000	265,086	302,546	793,216
当期変動額					
当期純利益			42,604	42,604	42,604
剰余金の配当			△24,220	△24,220	△24,220
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	18,384	18,384	18,384
当期末残高	7,460	30,000	283,471	320,931	811,601

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,631	2,631	795,847
当期変動額			
当期純利益			42,604
剰余金の配当			△24,220
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,576	△1,576	△1,576
当期変動額合計	△1,576	△1,576	16,807
当期末残高	1,054	1,054	812,655

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年 8月 1日 至 2017年 7月 31日)	当事業年度 (自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	233,443	86,398
減価償却費	195,726	189,723
減損損失	—	201,270
受取利息及び受取配当金	△2,077	△1,966
支払利息	7,372	6,828
固定資産除却損	3,045	732
固定資産売却損益 (△は益)	△29	—
FC解約損	—	9,002
保険解約返戻金	—	△52,786
売上債権の増減額 (△は増加)	2,316	4
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,569	13,802
仕入債務の増減額 (△は減少)	△12,485	887
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,223	2,879
その他	17,881	25,061
小計	445,848	481,837
利息及び配当金の受取額	1,248	1,261
利息の支払額	△7,610	△6,907
法人税等の支払額	△131,220	△81,730
営業活動によるキャッシュ・フロー	308,265	394,462
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	30	—
有形固定資産の取得による支出	△222,895	△176,166
有形固定資産の除却による支出	△1,267	△392
無形固定資産の取得による支出	△6,934	△3,188
貸付金の回収による収入	500	—
敷金及び保証金の差入による支出	△11,643	△5,006
敷金及び保証金の回収による収入	1,846	95
保険積立金の解約による収入	—	149,407
その他	△280	5,944
投資活動によるキャッシュ・フロー	△240,644	△29,306
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	330,000	400,000
長期借入金の返済による支出	△188,469	△140,703
社債の償還による支出	△100,000	△100,000
リース債務の返済による支出	△28,982	△30,572
配当金の支払額	△24,220	△24,220
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,671	104,504
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	55,949	469,660
現金及び現金同等物の期首残高	523,517	579,467
現金及び現金同等物の期末残高	※ 579,467	※ 1,049,127

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの・・・移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、事業用定期借地権を設定して賃借した土地にある建物等については、残存価額を零として使用期限等を耐用年数とした定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19～47年
構築物	10～20年
工具、器具及び備品	5～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当該事業年度負担額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、預け金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの・・・移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、事業用定期借地権を設定して賃借した土地にある建物等については、残存価額を零として使用期限等を耐用年数とした定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19～47年
構築物	10～20年
工具、器具及び備品	5～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当該事業年度負担額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、預け金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

2019年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による損益に与える影響はありません。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年7月31日)	当事業年度 (2018年7月31日)
建物	52,155千円	一千円
土地	55,473千円	一千円
計	107,628千円	一千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年7月31日)	当事業年度 (2018年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	20,988千円	一千円
長期借入金	172,189千円	一千円
計	193,177千円	一千円

※2. 減価償却累計額

	前事業年度 (2017年7月31日)	当事業年度 (2018年7月31日)
有形固定資産	2,576,064千円	2,748,363千円
投資その他の資産	11,594千円	13,273千円
計	2,587,658千円	2,761,636千円

(損益計算書関係)

※1. 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)	当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)
販売費及び一般管理費への振替高	40,832千円	40,341千円
計	40,832千円	40,341千円

※2. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)	当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)
車両運搬具	29千円	一千円
計	29千円	一千円

※3. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)	当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)
建物	2,971千円	356千円
工具、器具及び備品	74千円	376千円
計	3,045千円	732千円

※4. 減損損失

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	店舗設備
種類	建物等
場所	愛知県名古屋他
店舗数	5

(減損の認識に至った経緯)

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗のうち、固定資産簿価を回収できないと判断した資産グループについて減損損失を認識しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算出方法)

減損損失を認識するに至った店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しておりますが、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないため零として評価しており、正味売却価額は、土地については不動産鑑定評価額等により評価し、その他の売却や転用が困難な資産については売却価額を零として評価しております。

(減損損失の金額)

建 物	122,957 千円
構 築 物	36,486 千円
工具、器具及び備品	7,048 千円
リース資産	29,075 千円
そ の 他	5,701 千円
合 計	201,270 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	346,000	—	—	346,000
合計	346,000	—	—	346,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年10月27日 定時株主総会	普通株式	24,220	70	2016年7月31日	2016年10月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年10月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	24,220	70	2017年7月31日	2017年10月30日

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	346,000	—	—	346,000
合計	346,000	—	—	346,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年10月27日 定時株主総会	普通株式	24,220	70	2017年7月31日	2017年10月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年10月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	24,220	70	2018年7月31日	2018年10月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)	当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)
現金及び預金	635,075千円	1,124,615千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△85,000千円	△85,000千円
預け金	29,391千円	9,512千円
現金及び現金同等物	579,467千円	1,049,127千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、店舗における厨房機器、空調設備等(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、店舗における厨房機器、空調設備等(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、必要な資金を主に銀行借入により調達を行い、余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金及び預け金は、取引先の信用リスクにさらされておりますが、回収までの期間はおおむね短期であり、貸倒実績率は低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、店舗運営部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

投資有価証券は、株式及び投資信託であり、株式は業務上の関係を有する取引先企業の株式であります。これらは、発行体等の信用リスク及び市場価格・為替・金利の変動リスクにさらされております。当該リスクについては、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

長期貸付金は土地所有者への建物建設に伴う資金として、差入保証金は主に出店に伴う差入保証金であり、店舗建物所有者の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、店舗運営部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は原則として固定金利で調達しておりますが、変動金利の借入金については、金利の変動リスクにさらされております。当該リスクに対応するため、市場金利の動向を継続的に把握することにより、その抑制に努めております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	635,075	635,075	—
(2) 預け金	29,391	29,391	—
(3) 売掛金	1,762	1,762	—
(4) 未収入金	69,044	69,044	—
(5) 投資有価証券	41,014	41,014	—
(6) 長期貸付金 (1年内回収予定含む)	54,785	56,813	2,027
資産計	831,074	833,102	2,027
(1) 買掛金	140,241	140,241	—
(2) 未払金	260,478	260,478	—
(3) 未払法人税等	52,471	52,471	—
(4) 社債 (1年内償還予定含む)	500,000	501,793	1,793
(5) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	952,754	955,267	2,513
(6) リース債務 (1年内返済予定含む)	167,373	167,373	—
負債計	2,073,318	2,077,625	4,306

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上場会社の株式及び投資信託であり、時価は取引所の価額によっております。

(6) 長期貸付金

事業に係る建設協力金であり、時価はその将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、支払利子込み法により算出していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2017年7月31日
非上場株式	0
差入保証金	247,155
長期未払金	115,070

非上場株式については市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

差入保証金については、返還時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

長期未払金については、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず、見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	635,075	—	—	—
預け金	29,391	—	—	—
売掛金	1,762	—	—	—
未収入金	69,044	—	—	—
長期貸付金(1年内回収予定含む)	6,211	15,657	12,852	20,064
合計	741,485	15,657	12,852	20,064

4. 社債、長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	100,000	100,000	—	100,000	100,000	100,000
長期借入金	126,423	145,606	242,104	133,814	127,824	176,983
リース債務	32,134	31,970	27,902	23,005	15,109	37,250
合計	258,557	277,576	270,006	256,819	242,933	314,233

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、必要な資金を主に銀行借入により調達を行い、余資は流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金及び預け金は、取引先の信用リスクにさらされておりますが、回収までの期間はおおむね短期であり、貸倒実績率は低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、店舗運営部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

投資有価証券は、株式及び投資信託であり、株式は業務上の関係を有する取引先企業の株式であります。これらは、発行体等の信用リスク及び市場価格・為替・金利の変動リスクにさらされております。当該リスクについては、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

長期貸付金は土地所有者への建物建設に伴う資金として、差入保証金は主に出店に伴う差入保証金であり、店舗建物所有者の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、店舗運営部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は原則として固定金利で調達しておりますが、変動金利の借入金については、金利の変動リスクにさらされております。当該リスクに対応するため、市場金利の動向を継続的に把握することにより、その抑制に努めております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,124,615	1,124,615	—
(2) 預け金	9,512	9,512	—
(3) 売掛金	1,757	1,757	—
(4) 未収入金	72,486	72,486	—
(5) 投資有価証券	38,749	38,749	—
(6) 長期貸付金 (1年内回収予定含む)	48,574	50,578	2,004
資産計	1,295,695	1,297,700	2,004
(1) 買掛金	141,128	141,128	—
(2) 未払金	261,258	261,258	—
(3) 未払法人税等	80,268	80,268	—
(4) 社債 (1年内償還予定含む)	400,000	401,517	1,517
(5) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,212,051	1,212,100	49
(6) リース債務 (1年内返済予定含む)	158,000	158,000	—
負債計	2,252,706	2,254,272	1,566

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上場会社の株式及び投資信託であり、時価は取引所の価額によっております。

(6) 長期貸付金

事業に係る建設協力金であり、時価はその将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、支払利子込み法により算出していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2018年7月31日
非上場株式	0
差入保証金	243,960
長期未払金	115,070

非上場株式については市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

差入保証金については、返還時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

長期未払金については、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず、見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,124,615	—	—	—
預け金	9,512	—	—	—
売掛金	1,757	—	—	—
未収入金	72,486	—	—	—
長期貸付金(1年内回収予定含む)	5,996	12,172	13,001	17,404
合計	1,214,368	12,172	13,001	17,404

4. 社債、長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	100,000	—	100,000	100,000	100,000	—
長期借入金	202,726	299,224	190,934	184,944	148,317	185,906
リース債務	35,925	31,857	26,960	19,063	12,507	31,685
合計	338,651	331,081	317,894	304,007	260,824	217,591

(有価証券関係)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

1. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	11,165	8,717	2,447
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	29,849	28,513	1,336
小計	41,014	37,230	3,783
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	41,014	37,230	3,783

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

1. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	10,230	8,717	1,513
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	28,519	28,513	5
小計	38,749	37,230	1,519
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	38,749	37,230	1,519

(退職給付関係)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、15,753千円であります。

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、17,714千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	128,262千円
減損損失	46,845千円
長期未払金	35,061千円
資産除去債務	34,998千円
借地権否認	16,097千円
賞与引当金	8,274千円
未払事業税	5,266千円
その他	13,361千円
繰延税金資産小計	288,169千円
評価性引当額	△51,159千円
繰延税金資産合計	237,009千円
繰延税金負債	
建物(資産除去債務)	△14,226千円
前払固定資産税	△3,792千円
労働保険料概算計上	△2,957千円
その他有価証券評価差額金	△1,152千円
その他	△1,465千円
繰延税金負債合計	△23,595千円
繰延税金資産純額	213,414千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.70%
(調整)	
特定同族会社の留保金額に対する法人税額	3.11%
法人住民税均等割額	2.45%
税額控除	△1.76%
その他	0.37%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.87%

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	134,659千円
減損損失	105,542千円
長期未払金	35,211千円
資産除去債務	37,128千円
借地権否認	17,571千円
賞与引当金	9,128千円
未払事業税	6,629千円
その他	11,043千円
繰延税金資産小計	356,914千円
評価性引当額	△52,782千円
繰延税金資産合計	304,131千円
繰延税金負債	
建物(資産除去債務)	△14,380千円
前払固定資産税	△3,786千円
労働保険料概算計上	△2,439千円
その他有価証券評価差額金	△464千円
その他	△1,373千円
繰延税金負債合計	△22,444千円
繰延税金資産純額	281,687千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.60%
(調整)	
特定同族会社の留保金額に対する法人税額	10.56%
法人住民税均等割額	6.89%
評価性引当額の増減	2.26%
その他	0.38%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.69%

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間又は建物の耐用年数のいずれか短い期間(主に20年)と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り(0.29~1.71%)を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	101,644千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11,498千円
時の経過による調整額	1,717千円
期末残高	114,861千円

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間又は建物の耐用年数のいずれか短い期間(主に20年)と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り(0.29~1.71%)を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	114,861千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,061千円
時の経過による調整額	1,411千円
期末残高	121,334千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

当社の報告セグメントは飲食事業のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

当社の報告セグメントは飲食事業のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

当社の報告セグメントは飲食事業のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)	当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)
1株当たり純資産額(円)	1,150.07	1,174.36
1株当たり当期純利益金額(円)	219.70	61.57

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)	当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)
当期純利益金額(千円)	152,033	42,604
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	152,033	42,604
普通株式の期中平均株式数(株)	692,000	692,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

(単元株制度の採用及び株式分割)

当社は、2019年6月27日開催の臨時株主総会決議により、単元株制度の採用及び発行可能株式総数を1,384,000株に変更する旨の定款変更を行っております。また、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年8月6日付で株式分割を行っております。

1. 単元株制度の採用

(1) 単元株制度採用の目的

単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

2. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げるにより、より投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年8月5日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	346,000株
株式分割による増加する株式数	346,000株
株式分割後の発行済株式総数	692,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,768,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2019年7月19日
基準日	2019年8月5日
効力発生日	2019年8月6日

④ 1株当たり情報に与える影響

1株当たり情報は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所反映されております。

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)
減価償却費	135,011千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年10月11日 取締役会	普通株式	24,220	70	2018年7月31日	2018年10月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)

当社は飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	268.70
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	185,941
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	185,941
普通株式の期中平均株式数(株)	692,000

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当第3四半期累計期間(自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)

(単元株制度の採用及び株式分割)

当社は、2019年6月27日開催の臨時株主総会決議により、単元株制度の採用及び発行可能株式総数を1,384,000株に変更する旨の定款変更を行っております。また、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年8月6日付で株式分割を行っております。

1. 単元株制度の採用

(1) 単元株制度採用の目的

単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

2. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年8月5日最終株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	346,000株
株式分割による増加する株式数	346,000株
株式分割後の発行済株式総数	692,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,768,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2019年7月19日
基準日	2019年8月5日
効力発生日	2019年8月6日

④ 1株当たり情報に与える影響

1株当たり情報は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤ 【附属明細表】(2018年7月31日現在)

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	株式会社ジェフグルメカード	60	0
		株式会社大垣共立銀行	3,500	10,230
		小計	3,560	10,230
計		3,560	10,230	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(口)	貸借対照表計上額(千円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	グローバル・ソブリン・オープン毎月決算型	18,456,961	9,040
		ダイワ新グローバル・ハイブリッド 証券ファンド(為替ヘッジあり)	19,372,337	19,478
		小計	37,829,298	28,519
計		37,829,298	28,519	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	2,960,947	103,812	123,355 (122,957)	2,941,403	2,079,206	110,325	862,197
構築物	296,354	33,438	36,486 (36,486)	293,305	203,308	14,187	89,997
機械及び装置	25,284	6,823	—	32,107	17,043	3,250	15,064
車両運搬具	13,102	—	—	13,102	13,102	—	0
工具、器具及び備品	337,224	16,967	14,911 (7,048)	339,279	302,919	23,684	36,360
土地	274,688	—	—	274,688	—	—	274,688
リース資産	258,544	21,685	29,075 (29,075)	251,155	132,782	28,771	118,372
建設仮勘定	—	30	—	30	—	—	30
有形固定資産計	4,166,145	182,757	203,829 (195,566)	4,145,073	2,748,363	180,219	1,396,710
無形固定資産							
ソフトウェア	82,991	3,188	627 (627)	85,551	79,852	2,573	5,699
その他	13,431	—	3,874 (3,874)	9,557	5,325	825	4,231
無形固定資産計	96,422	3,188	4,501 (4,501)	95,109	85,177	3,399	9,931
長期前払費用	169,981	4,056	99,883 (1,200)	74,155	20,164	4,406	53,990

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期における主な増加額は以下のとおりであります。

建物 店舗 各務原新築工事一式 86,995千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第13回無担保社債	2012年12月25日	100,000	—	0.82	無担保	2017年12月25日
第14回無担保社債	2014年2月10日	100,000	100,000 (100,000)	0.72	無担保	2019年2月8日
第15回無担保社債	2014年3月25日	100,000	100,000	0.98	無担保	2021年3月25日
第16回無担保社債	2015年3月25日	100,000	100,000	0.67	無担保	2022年3月25日
第17回無担保社債	2015年9月25日	100,000	100,000	0.73	無担保	2022年9月22日
合計	—	500,000	400,000 (100,000)	—	—	—

- (注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。
 2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
100,000	—	100,000	100,000	100,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	126,423	202,726	0.30	—
1年以内に返済予定のリース債務	32,134	35,925	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	826,331	1,009,325	0.27	2019年8月～ 2026年12月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	135,238	122,074	—	2019年8月～ 2035年4月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,120,127	1,370,051	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
 2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	299,224	190,934	184,944	148,317
リース債務	31,857	26,960	19,063	12,507

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	26,952	29,831	26,952	—	29,831

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2018年7月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	25,013
預金	
当座預金	706,912
普通預金	307,689
定期預金	85,000
計	1,099,602
合計	1,124,615

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社デンソー	501
デンソーテクノ株式会社	292
名古屋整形外科地域医療連携支援センター	207
積水ハウス株式会社	158
一宮市消防本部	140
その他	457
合計	1,757

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
1,762	23,388	23,392	1,757	93.0	27.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	
店舗売店商品	1,302
計	1,302
製品	
植田工場製品	19,110
計	19,110
合計	20,413

④ 仕掛品

区分	金額(千円)
仕掛品	
植田工場仕掛品	233
合計	233

⑤ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
植田工場原材料	8,380
店舗食材	32,787
計	41,167
貯蔵品	
ジェフグルメカード	1,001
駐車場チケット	528
装飾品	4,138
ユニフォーム	1,021
その他	273
計	6,962
合計	48,130

⑥ 差入保証金

区分	金額(千円)
店舗差入保証金	242,550
その他	1,410
合計	243,960

⑦ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社昭和	42,918
株式会社マルト水谷	18,675
株式会社廣記商行	15,064
有限会社シー・エム	8,516
タイヘイ株式会社	5,868
その他	50,085
合計	141,128

⑧ 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
従業員15日支払給与	143,642
株式会社太平エンジニアリング	13,934
有限会社ひろみ	13,875
東邦液化ガス株式会社	7,345
水野産業株式会社	5,449
その他	77,011
合計	261,258

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2019年9月10日開催の取締役会において承認された第52期事業年度(2018年8月1日から2019年7月31日まで)の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 【財務諸表】

イ 【貸借対照表】

(単位：千円)

	当事業年度 (2019年7月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	728,975
預け金	719
売掛金	1,776
商品及び製品	37,782
仕掛品	139
原材料及び貯蔵品	56,711
前払費用	86,098
未収入金	72,938
その他	8,460
流動資産合計	993,604
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	974,572
構築物(純額)	107,002
機械及び装置(純額)	12,784
車両運搬具(純額)	0
工具、器具及び備品(純額)	59,471
土地	320,641
リース資産(純額)	152,061
有形固定資産合計	※ 1,626,535
無形固定資産	
ソフトウェア	5,924
ソフトウェア仮勘定	9,396
その他	3,698
無形固定資産合計	19,019
投資その他の資産	
投資有価証券	36,961
長期貸付金	38,956
長期前払費用	53,926
差入保証金	255,573
繰延税金資産	284,495
その他	59,252
投資その他の資産合計	※ 729,166
固定資産合計	2,374,720
資産合計	3,368,324

(単位：千円)

当事業年度
(2019年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	147,600
1年内返済予定の長期借入金	299,224
リース債務	47,274
未払金	287,431
未払費用	46,412
未払法人税等	50,091
未払消費税等	31,017
前受金	10,451
預り金	21,645
前受収益	3,206
賞与引当金	31,607
流動負債合計	975,961
固定負債	
社債	300,000
長期借入金	710,101
リース債務	149,825
長期未払金	115,070
資産除去債務	134,251
その他	11,800
固定負債合計	1,421,047
負債合計	2,397,009
純資産の部	
株主資本	
資本金	284,160
資本剰余金	
資本準備金	206,510
資本剰余金合計	206,510
利益剰余金	
利益準備金	7,460
その他利益剰余金	
別途積立金	30,000
繰越利益剰余金	443,135
利益剰余金合計	480,595
株主資本合計	971,265
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	49
評価・換算差額等合計	49
純資産合計	971,314
負債純資産合計	3,368,324

ロ 【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	
売上高		5,229,857
売上原価		
商品・製品及び原材料期首たな卸高		54,694
当期商品仕入高		954,700
当期製品製造原価		395,368
合計		1,404,763
他勘定振替高	※1	40,821
商品・製品及び原材料期末たな卸高		73,086
売上原価合計		1,290,855
売上総利益		3,939,002
販売費及び一般管理費		
給料及び手当		1,563,467
賞与引当金繰入額		30,657
退職給付費用		16,911
地代家賃		395,418
減価償却費		176,081
その他		1,453,234
販売費及び一般管理費合計		3,635,770
営業利益		303,231
営業外収益		
受取利息		604
受取配当金		786
不動産賃貸料		21,167
協賛金収入		1,365
その他		5,234
営業外収益合計		29,157
営業外費用		
支払利息		6,383
不動産賃貸費用		15,868
その他		3,097
営業外費用合計		25,349
経常利益		307,039
特別損失		
固定資産除却損	※2	87
減損損失	※3	34,665
特別損失合計		34,753
税引前当期純利益		272,286
法人税、住民税及び事業税		90,766
法人税等調整額		△2,365
法人税等合計		88,401
当期純利益		183,884

【製造原価明細書】

		当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		274,110	69.3
II 労務費		81,602	20.6
III 経費	※1	40,153	10.1
当期総製造費用		395,865	100.0
仕掛品期首たな卸高		233	
合計		396,099	
仕掛品期末たな卸高		139	
他勘定振替高	※2	591	
当期製品製造原価		395,368	

(注) ※1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度(千円)
減価償却費	5,610
水道光熱費	9,242
地代家賃	6,888

※2. 他勘定振替高は、店舗材料仕入等による振替高であります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、標準原価による総合原価計算であります。

ハ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	284,160	206,510	206,510
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	284,160	206,510	206,510

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
		その他利益剰余金		繰越利益剰余金		
		別途積立金				
当期首残高	7,460	30,000	283,471	320,931	811,601	
当期変動額						
剰余金の配当			△24,220	△24,220	△24,220	
当期純利益			183,884	183,884	183,884	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	159,664	159,664	159,664	
当期末残高	7,460	30,000	443,135	480,595	971,265	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,054	1,054	812,655
当期変動額			
剰余金の配当			△24,220
当期純利益			183,884
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,005	△1,005	△1,005
当期変動額合計	△1,005	△1,005	158,659
当期末残高	49	49	971,314

ニ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当事業年度
(自 2018年8月1日
至 2019年7月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	272,286
減価償却費	184,940
減損損失	34,665
受取利息及び受取配当金	△1,390
支払利息	6,383
固定資産除却損	87
売上債権の増減額 (△は増加)	△19
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△25,856
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,472
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,775
その他	5,469
小計	484,813
利息及び配当金の受取額	806
利息の支払額	△6,322
法人税等の支払額	△120,269
営業活動によるキャッシュ・フロー	359,027
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻しによる収入	5,000
有形固定資産の取得による支出	△348,264
無形固定資産の取得による支出	△2,280
貸付けによる支出	△800
敷金及び保証金の差入による支出	△22,476
敷金及び保証金の回収による収入	10,863
その他	△27,320
投資活動によるキャッシュ・フロー	△385,277
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△202,726
社債の償還による支出	△100,000
リース債務の返済による支出	△46,236
配当金の支払額	△24,220
財務活動によるキャッシュ・フロー	△373,182
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△399,432
現金及び現金同等物の期首残高	1,049,127
現金及び現金同等物の期末残高	※ 649,695

【注記事項】

(重要な会計方針)

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの・・・移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品・・・最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、事業用定期借地権を設定して賃借した土地にある建物等については、残存価額を零として使用期限等を耐用年数とした定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19～47年
構築物	10～20年
工具、器具及び備品	5～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当該事業年度負担額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、預け金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(貸借対照表関係)

※ 減価償却累計額

	当事業年度 (2019年7月31日)
有形固定資産	2,920,442千円
投資その他の資産	16,209千円
計	2,936,651千円

(損益計算書関係)

※ 1. 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
販売費及び一般管理費への振替高	40,821千円
計	40,821千円

※ 2. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
工具、器具及び備品	87千円
計	87千円

※ 3. 減損損失

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	店舗設備
種類	建物等
場所	愛知県名古屋
店舗数	1

(減損の認識に至った経緯)

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗のうち、固定資産簿価を回収できないと判断した資産グループについて減損損失を認識しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算出方法)

減損損失を認識するに至った店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しておりますが、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないため零として評価しており、正味売却価額は、土地については不動産鑑定評価額等により評価し、その他の売却や転用が困難な資産については売却価額を零として評価しております。

(減損損失の金額)

建 物	27,875	千円
構 築 物	3,233	千円
工具、器具及び備品	491	千円
リース資産	3,064	千円
合 計	34,665	千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	346,000	—	—	346,000
合計	346,000	—	—	346,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年10月11日 取締役会	普通株式	24,220	70	2018年7月31日	2018年10月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年10月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	24,220	70	2019年7月31日	2019年10月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
現金及び預金	728,975千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△80,000千円
預け金	719千円
現金及び現金同等物	649,695千円

(リース取引関係)

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、店舗における厨房機器、空調設備等(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、必要な資金を主に銀行借入により調達を行い、余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金及び預け金は、取引先の信用リスクにさらされておりますが、回収までの期間はおおむね短期であり、貸倒実績率は低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、店舗運営部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

投資有価証券は、株式及び投資信託であり、株式は業務上の関係を有する取引先企業の株式であります。これらは、発行体等の信用リスク及び市場価格・為替・金利の変動リスクにさらされております。当該リスクについては、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

長期貸付金は土地所有者への建物建設に伴う資金として、差入保証金は主に出店に伴う差入保証金であり、店舗建物所有者の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、店舗運営部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は原則として固定金利で調達しておりますが、変動金利の借入金については、金利の変動リスクにさらされております。当該リスクに対応するため、市場金利の動向を継続的に把握することにより、その抑制に努めております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	728,975	728,975	—
(2) 預け金	719	719	—
(3) 売掛金	1,776	1,776	—
(4) 未収入金	72,938	72,938	—
(5) 投資有価証券	36,961	36,961	—
(6) 長期貸付金 (1年内回収予定含む)	43,368	46,098	2,729
資産計	884,741	887,470	2,729
(1) 買掛金	147,600	147,600	—
(2) 未払金	287,431	287,431	—
(3) 未払法人税等	50,091	50,091	—
(4) 社債	300,000	301,039	1,039
(5) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,009,325	1,010,609	1,284
(6) リース債務 (1年内返済予定含む)	197,099	197,099	—
負債計	1,991,547	1,993,872	2,324

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上場会社の株式及び投資信託であり、時価は取引所の価額によっております。

(6) 長期貸付金

事業に係る建設協力金であり、時価はその将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、支払利子込み法により算出していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	2019年7月31日
非上場株式	0
差入保証金	255,573
長期未払金	115,070

非上場株式については市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

差入保証金については、返還時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

長期未払金については、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず、見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	728,975	—	—	—
預け金	719	—	—	—
売掛金	1,776	—	—	—
未収入金	72,938	—	—	—
長期貸付金(1年内回収予定含む)	4,412	10,408	13,270	15,278
合計	808,822	10,408	13,270	15,278

4. 社債、長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	—	100,000	100,000	100,000	—	—
長期借入金	299,224	190,934	184,944	148,317	96,645	89,261
リース債務	47,274	42,377	34,480	27,923	14,041	31,002
合計	346,498	333,311	319,424	276,240	110,686	120,263

(有価証券関係)

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	28,736	28,174	562
小計	28,736	28,174	562
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	8,225	8,717	△492
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	8,225	8,717	△492
合計	36,961	36,891	70

(退職給付関係)

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、17,719千円であります。

(税効果会計関係)

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	138,146千円
減損損失	106,345千円
長期未払金	35,211千円
資産除去債務	41,080千円
借地権否認	17,887千円
賞与引当金	9,671千円
未払事業税	5,879千円
その他	7,766千円
繰延税金資産小計	361,990千円
評価性引当額	△53,098千円
繰延税金資産合計	308,891千円
繰延税金負債	
建物(資産除去債務)	△16,445千円
前払固定資産税	△4,016千円
労働保険料概算計上	△3,407千円
その他	△525千円
繰延税金負債合計	△24,395千円
繰延税金資産純額	284,495千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.60%
(調整)	
特定同族会社の留保金額に対する法人税額	3.73%
法人住民税均等割額	2.47%
評価性引当額の増減	0.38%
税額控除額	△4.63%
その他	△0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.47%

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間又は建物の耐用年数のいずれか短い期間(主に20年)と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り(0.29~1.71%)を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	121,334千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11,577千円
時の経過による調整額	1,339千円
期末残高	134,251千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

当社は飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
1株当たり純資産額(円)	1,403.63
1株当たり当期純利益金額(円)	265.73

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
当期純利益金額(千円)	183,884
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	183,884
普通株式の期中平均株式数(株)	692,000

(重要な後発事象)

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

当社は、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年8月6日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2019年8月5日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	346,000株
株式分割による増加する株式数	346,000株
株式分割後の発行済株式総数	692,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,768,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2019年7月19日
基準日	2019年8月5日
効力発生日	2019年8月6日

(4) 1株当たり情報に与える影響

1株当たり情報は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎年10月
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日又は1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。当社の公告掲載URLは、次のとおりであります。 http://www.hamayuu.co.jp/company/index.php
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）及び名古屋証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2016年 12月29日	浜本綿従業員持株会 理事長 今田 啓介	名古屋市昭和区山手通3丁目13-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	生田 彰則	愛知県長久手市	特別利害関係者等(当社取締役)	3,300	—	取締役就任に伴う従業員持株会からの持分の引出し
2018年 7月25日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	有限会社AMcosmos 代表取締役 林 永芳	名古屋市天白区向が丘4丁目149	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)	5,000	11,500,000 (2,300) (注)4.	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2018年 7月25日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	内藤 蔵之	愛知県愛知郡東郷町	特別利害関係者等(当社取締役)	500	1,150,000 (2,300) (注)4.	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2018年 7月25日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	嶋津 義隆	名古屋市緑区	特別利害関係者等(当社取締役)	500	1,150,000 (2,300) (注)4.	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2018年 7月25日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	生田 彰則	愛知県長久手市	特別利害関係者等(当社取締役)	500	1,150,000 (2,300) (注)4.	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2018年 7月25日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	山本 美穂	名古屋市中種区	特別利害関係者等(当社取締役)	500	1,150,000 (2,300) (注)4.	ファンド期限の到来に伴う譲渡

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年 7月25日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	三浦 祐明	名古屋市名東区	特別利害関係者等(当社取締役)	500	1,150,000 (2,300) (注)4.	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2018年 7月25日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大島 敏幸	名古屋市東区	特別利害関係者等(当社取締役)	500	1,150,000 (2,300) (注)4.	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2018年 7月25日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	桑添 久子	名古屋市緑区	特別利害関係者等(当社取締役)	500	1,150,000 (2,300) (注)4.	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2018年 7月25日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	細川 英一	岐阜県各務原市	特別利害関係者等(当社の監査等委員である取締役)	500	1,150,000 (2,300) (注)4.	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2018年 7月25日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大山 元靖	名古屋市北区	特別利害関係者等(当社の監査等委員である取締役)	500	1,150,000 (2,300) (注)4.	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2018年 7月25日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	細田 和美	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の監査等委員である取締役)	500	1,150,000 (2,300) (注)4.	ファンド期限の到来に伴う譲渡

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）及び名古屋証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則（以下「上場前公募等規則」という。）第23条並びに上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い（以下「上場前公募等規則の取扱い」という。）第19条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2016年8月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を東証においては同施行規則第229条の3第1項第2号、名証においては有価証券上場規程に関する取扱い要領2（1）に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとされており、
2. 当社は、東証においては同施行規則第254条、名証においては上場前公募等規則第24条及び上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされており、また、当社は、当該記録につき、東証又は名証が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており、東証又は名証は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができますとされており、また、東証又は名証は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができますとされており、
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称		住所	所有 株式数 (株)	株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
有限会社AMcosmos	※1, 7	名古屋市天白区向が丘4丁目149	210,000	30.35
林 永芳	※1, 2	名古屋市天白区	137,000	19.80
SB・A外食育成投資事業有限 責任組合	※1	東京都千代田区大手町1丁目9-5 大手 町フィナンシャルシティノースタワー24F	60,000	8.67
武藤 まなみ	※1, 6	横浜市都筑区	40,000	5.78
林 あづみ	※1, 6	名古屋市天白区	40,000	5.78
浜木綿従業員持株会	※1	名古屋市昭和区山手通3丁目13-1	37,200	5.38
株式会社昭和	※1	名古屋市熱田区明野町2-3	24,000	3.47
株式会社マルト水谷	※1	愛知県春日井市松河戸町段下1400	24,000	3.47
林 禮子	※1, 3, 5	名古屋市天白区	21,600	3.12
あいぎん未来創造ファンド2 号投資事業有限責任組合	※1	静岡市清水区草薙北2-1	20,000	2.89
内藤 蔵之	※3	愛知県愛知郡東郷町	10,800	1.56
株式会社大垣共立銀行		岐阜県大垣市郭町3丁目98	10,000	1.45
株式会社OKBキャピタル		岐阜県大垣市郭町2丁目25	10,000	1.45
桑添 久子	※3	名古屋市緑区	9,400	1.36
大榮産業株式会社		名古屋市中村区本陣通4丁目18	8,000	1.16
生田 彰則	※3	愛知県長久手市	7,600	1.10
竹岡 義孝		徳島県徳島市	4,200	0.61
細田 和美	※4	名古屋市千種区	3,000	0.43
嶋津 義隆	※3	名古屋市緑区	2,200	0.32
海東 聡		滋賀県高島郡新旭町	2,000	0.29
海東 浩		埼玉県入間市	2,000	0.29
宮川 謙介		名古屋市守山区	2,000	0.29
株式会社ネクスト・ソリュー ション		名古屋市千種区富士見台2-8 パークシ ティB106	2,000	0.29
山本 美穂	※3	名古屋市千種区	1,000	0.14
三浦 祐明	※3	名古屋市名東区	1,000	0.14
大島 敏幸	※3	名古屋市東区	1,000	0.14
細川 英一	※4	岐阜県各務原市	1,000	0.14
大山 元靖	※4	名古屋市北区	1,000	0.14
計		—	692,000	100.00

- (注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
- ※1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 - ※2 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
 - ※3 特別利害関係者等 (当社取締役 (監査等委員を除く))
 - ※4 特別利害関係者等 (当社取締役 (監査等委員))
 - ※5 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長の配偶者)
 - ※6 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長の二親等内の血族)
 - ※7 特別利害関係者等 (役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)
2. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2019年9月2日

株式会社浜木綿
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 英 生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 勝 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社浜木綿の2016年8月1日から2017年7月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社浜木綿の2017年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月2日

株式会社浜木綿
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 英 生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 勝 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社浜木綿の2017年8月1日から2018年7月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社浜木綿の2018年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年9月2日

株式会社浜木綿
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 野 英 生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 木 勝 広 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社浜木綿の2018年8月1日から2019年7月31日までの第52期事業年度の第3四半期会計期間(2019年2月1日から2019年4月30日まで)及び第3四半期累計期間(2018年8月1日から2019年4月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社浜木綿の2019年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

